

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象範囲	2
5. 計画の主体と役割	3
第2章 策定の背景.....	4
1. 社会情勢	4
2. 圏域の概況	8
3. 第1次計画の進捗状況	22
4. 住民意識調査結果	29
5. 今後の課題	34
第3章 計画の理念.....	35
1. 望ましい環境像	35
2. 環境目標	35
3. 施策の体系	36
第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組.....	38
環境目標 1. 【地球環境】温暖化対策に取り組み、脱炭素社会を目指すまち	38
環境目標 2. 【資源循環】資源の循環に取り組む、環境負荷の少ないまち	44
環境目標 3. 【自然環境】自然と調和し、生物多様性に富んだまち（生物多様性地域戦略）	47
環境目標 4. 【生活環境】安全・安心で快適な環境が確保されたまち	50
環境目標 5. 【環境教育・協働】各主体が連携し協働で目指す、持続可能なまち	52
第5章 重点プロジェクト.....	54
第6章 計画の推進.....	56
1. 計画の推進体制	56
2. 計画の進行管理	58
資料編.....	59
資料 1. 住民意識調査結果の概要	60
資料 2. 第2次ちちぶ環境基本計画策定までの経緯	78
資料 3. ちちぶ圏域環境委員会等 名簿	79
資料 4. 用語集	80

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

ちちぶ圏域（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町）（以下「圏域」とします。）では、2012（平成24）年12月に、圏域の自然環境の保全や地球温暖化等の環境問題に対応した具体的な施策を示す「ちちぶ環境基本計画」（以下、「第1次計画」とします。）を策定しました。なお、第1次計画には「ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「第1次区域施策編」とします。）を内包するとともに、5つの基本目標を掲げ、その達成に向けて様々な取組を進めてきました。

今回、2022（令和4）年度をもって第1次計画が計画期間の終了を迎えるにあたり、第1次計画の計画内容を見直し、今後において圏域を取り巻く社会情勢や環境課題に対応するため、2023（令和5）年度から10年間を見据えた「第2次ちちぶ環境基本計画」（以下、「本計画」とします。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、各市町の「環境基本条例」または「環境保全条例」に基づいて定めるもので、圏域における環境の保全に関する目標及び施策について、総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性を示すものです。本計画の推進にあたっては、国や県の環境基本計画や、その他関連計画と連携していくこととします。なお、本計画には「第2次ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「第2次区域施策編」とします。）を内包し、昨今、国内外で喫緊の課題としてあげられる地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に効果的に取り組みます。

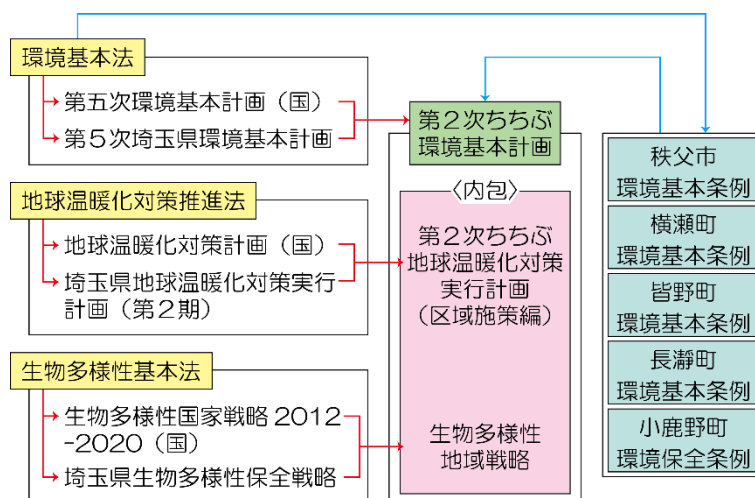


図 1-1) 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画は、内包する第2次区域施策編と合わせ、計画期間を 2023（令和5）年度から 2032（令和14）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢や環境情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

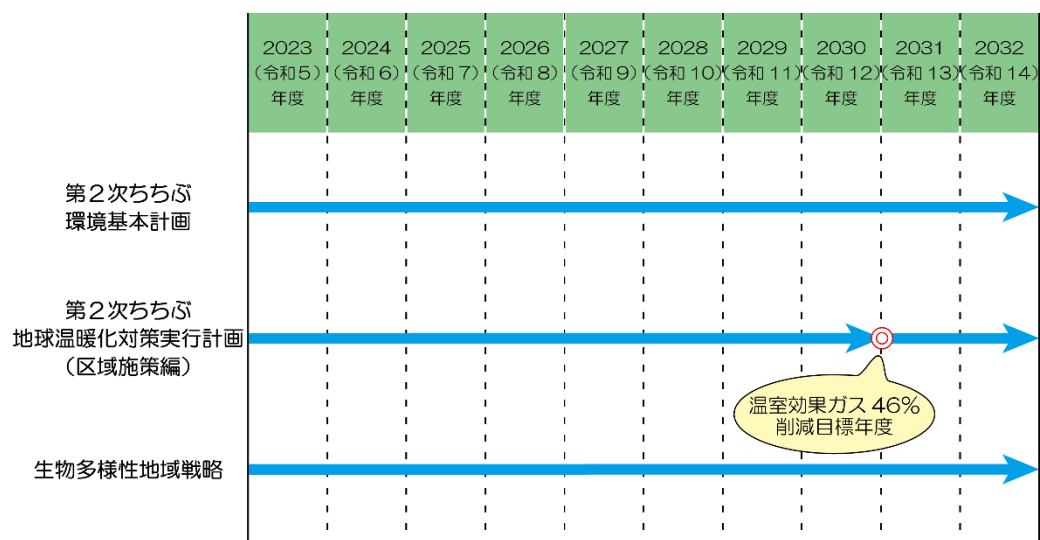


図 1-2）計画の期間

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は圏域全域とし、それぞれの地域特性を踏まえた上で、以下の5つの視点から捉えた“環境”の各分野とその内容を定めます。

表 1-1）対象とする環境分野

分 野	内 容
地 球 環 境	気候変動、脱炭素社会など
資 源 循 環	3R+Renewable、循環型社会など
自 然 環 境	森林・水辺、農林業、動植物、生物多様性、外来生物など
生 活 環 境	大気環境、水環境、騒音・振動・悪臭、景観、不法投棄など
環境教育・協働	環境学習、環境ビジネス、環境パートナーシップなど

5. 計画の主体と役割

本計画を推進する主体は、「住民」、「事業者」、「行政（各市町）」です。

圏域で生活する人々がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、お互いに協力し、連携することが求められます。

<住民>

圏域や地球規模の良好な環境の保全と創出を担う役割を理解し、日常生活におけるごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどの環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない持続可能な生活様式への転換が求められます。

<事業者>

事業の構想、計画、実施（製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等）に至るあらゆる段階において、持続可能な事業活動を進め、公害の防止、環境保全や安全性の確保、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めることが求められます。

また、地域住民や行政と協力しながら、良好な環境の保全及び創出への取組も求められます。

<行政（各市町）>

環境基本条例や環境保全条例及び本計画に基づき、国や県、住民・事業者との協働により、良好な環境の保全及び創出に向けての各施策を展開し、各市町の事務及び事業においても率先した環境保全活動に取り組みます。

また、環境保全に関する情報提供等を通じて住民及び事業者の環境保全活動を積極的に支援するなど、地域の環境保全活動への理解と協力を得ながら本計画を推進します。

第2章 策定の背景

1. 社会情勢

(1) 気候変動

昨今、注視されている地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第6次評価報告書（第1次作業部会報告書）によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記され、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れているとともに、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

地球温暖化防止に関する国際的な対策として、1992（平成4）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、国連気候変動枠組条約が採択され、2015（平成27）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とし、その目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去を均衡させること」を掲げています。

日本では、2015（平成27）年に環境省の諮問機関である中央環境審議会において、水稻、果樹、病害虫・雑草、洪水、高潮、高波及び熱中症に関して、気候変動による影響の重大性が特に大きく、緊急性も高いと報告されたことを背景に「気候変動の影響への適応計画」が策定され、2016（平成28）年には、「パリ協定」に基づき、「地球温暖化対策計画」を改定しました。

その後、2021（令和3）年4月に、「温室効果ガスを2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明しました。さらに、同年6月には、2050（令和32）年カーボンニュートラルを基本理念とする形で「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、同年10月にはこれらを踏まえた内容で、「地球温暖化対策計画」の改定を行いました。

こうした中、気候変動対策として、既に起こりつつある、あるいは起こり得る地球温暖化の影響に対処する「適応策」と、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」との両面から、気候変動のリスクを低減することが求められています。

（２）廃棄物関連

全国的にみて、廃棄物の増加に伴う最終処分場の不足等が課題となっており、ごみの排出量そのものの抑制が求められています。国においては、廃棄物・リサイクル対策の重要性を鑑みて、今後の対策のあり方について、基本的枠組みとする「循環型社会形成推進基本法」が 2001（平成 13）年に施行され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムからの脱却が図られています。

近年では海洋プラスチックやマイクロプラスチックといったプラスチックごみの排出が問題視されており、生態系に与える影響が危惧されています。これに対応するため、2020（令和 2）年 7 月には小売店などで商品を入れるプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されるなど、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

また、2022（令和 4）年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）に加えて、再生可能な資源に替えること（Renewable）を取り入れた「3R+Renewable」を促進するための措置を講じることが定められました。

圏域においても、プラスチック類をはじめとした、ごみの削減に努め、資源循環に向けた取組の強化が求められます。

（３）生物多様性

1992（平成 4）年に生物多様性条約が採択され、我が国においては、翌年の 1993（平成 5）年に締約国となり、世界各国とともに生物多様性の保全に向けて取り組んでおり、2008（平成 20）年には「生物多様性基本法」が施行されました。

また、2010（平成 22）年に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP 10）で「愛知目標」が採択され、2012（平成 24）年には愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、生物多様性の認知度向上や生態系ネットワークの整備等に取り組んできました。

しかし、2020（令和 2）年に発表された愛知目標の最終評価文書である地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）では、目標達成度は約 1 割とされ、今後、より一層生物多様性保全への取組が求められます。

（４）感染症

2019（令和元）年 12 月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、急速に感染が広がり、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど、人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしました。

日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、感染の拡大防止策として、外出自粛やテレワークの推奨、ソーシャルディスタンスといった、3つの密（密閉、密集、密接）を回避することが求められました。こうした行動は、移動に伴うCO₂排出量の削減にもつながるマルチベネフィットな取組となるため、より一層進めていく必要があります。

一方で、在宅勤務による住宅の空調・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車へのシフト、さらには衛生目的での使い捨てマスク等のプラスチック製品の使用の増加など、環境への負荷の増大といった側面もあるため、省エネルギー設備導入の促進や、感染症対策と環境対策が両立されるライフスタイルの確立が求められます。

（５）SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs は、2015（平成 27）年9月の国連サミットにて、全会一致で採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念に基づき、持続可能な社会を実現するための 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットを掲げています。これを「経済圏」、「社会圏」、「生物圏」の3階層で表したウェディングケーキモデルは、自然環境が社会活動を支え、社会活動により経済発展が成り立つことを表しており、目標の達成には各階層を分けて考えることができないことが示されています。



図 2-1) SDGs ウェディングケーキモデル

出典：Stockholm Resilience Centre

表 2-1) SDGs の 17 の目標

アイコン	目標	取組内容
	1 貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 圏域の概況

(1) 地勢と土地利用

圏域は埼玉県西部に位置し、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町で構成されています。また、圏域内には埼玉県を横断する荒川に注ぎ込む荒川水系等の多様な河川を有し、周囲には秩父山地の秀嶺をはじめとする山岳丘陵に囲まれた盆地として開けた山紫水明の地です。

図 2-3 に示す、圏域の土地利用面積割合（令和3年度）を見ると、全面積 892.62km²のうち、

「林野面積」が 83.7%と最も多く、埼玉県にある森林のうち、約6割を圏域が占めています。



図 2-2) 圏域の位置

出典：「秩父広域市町村圏組合」ホームページより作成

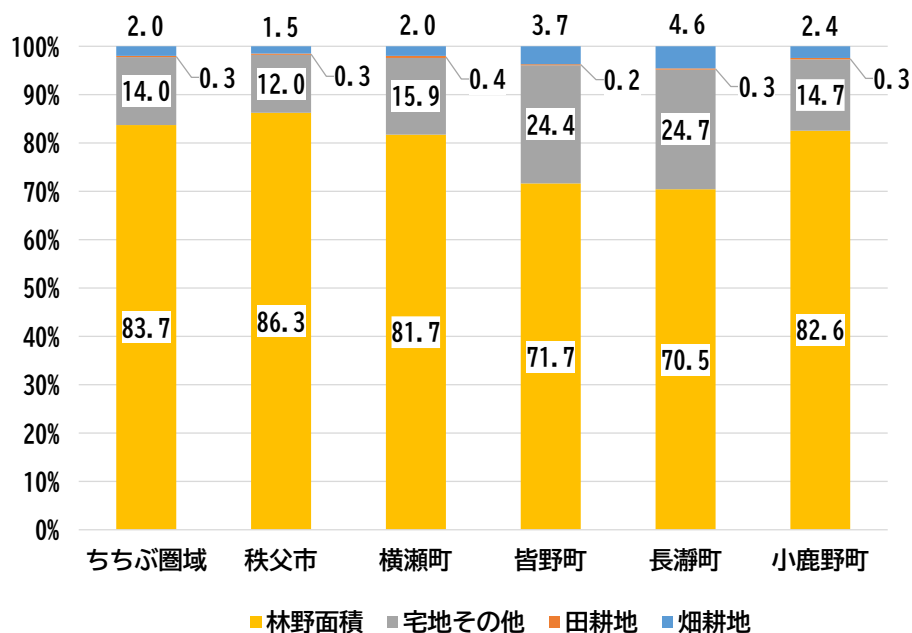


図 2-3) 圏域の土地利用面積割合（令和3年度）

出典：農林水産省「わがマチ・わがムラ」統計データより作成
※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも 100% になりません。

（２）気象

図 2-4 に示す、秩父特別地域気象観測所の観測データによると、年間平均気温は、上昇傾向にあり、地球温暖化の影響が顕著になってきているといえます。

一方、年間降水量では、記録的大雨をもたらした台風により突出した年もあり、年毎に変動が見られます。こうした台風の大型化も地球温暖化との関係性が指摘されており、最近では 2019（令和元）年 10 月に発生した台風 19 号により、関東地方や甲信越地方、東北地方などに甚大な被害をもたらしました。

今後も、地球温暖化との関係性が指摘されている異常気象により発生する、大型化した台風や集中豪雨等の増加が懸念されます。

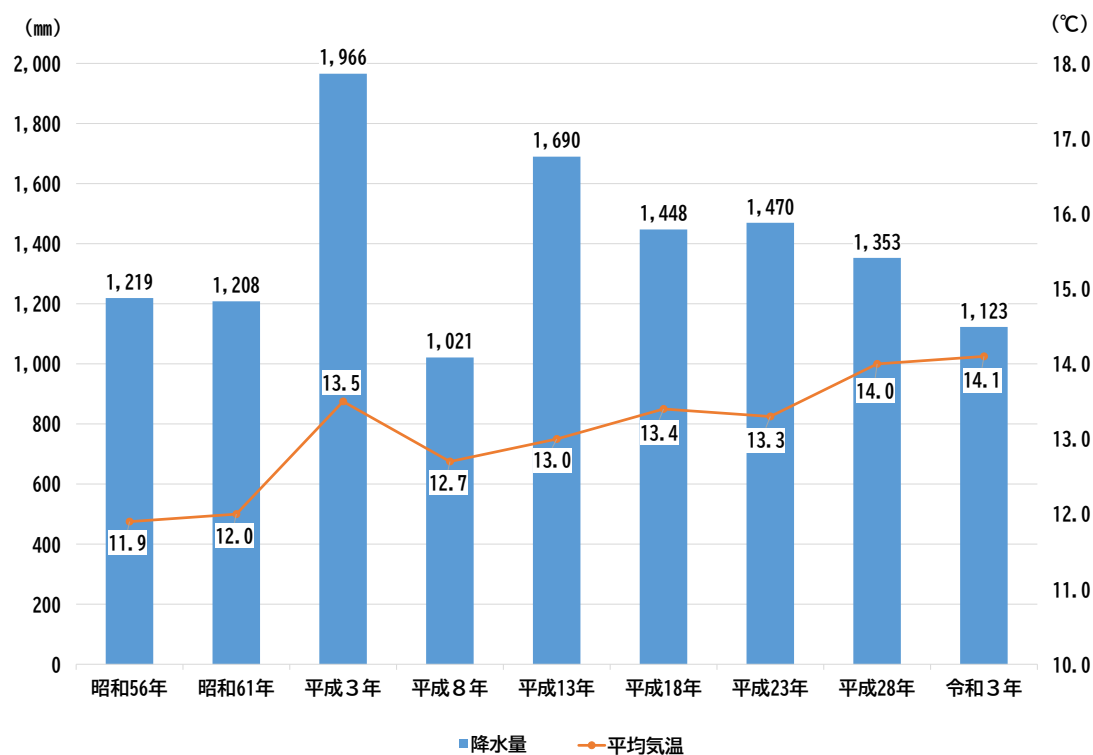


図 2-4）年間降水量と年間平均気温（秩父市）

出典：気象庁ホームページ（秩父特別地域気象観測所）より作成

(3) 人口動態

圏域の人口は、図 2-5 に示すとおり、各市町ともに減少傾向にあり、2019（令和元）年以降、総人口は 10 万人を下回っています。図 2-6 に示す将来人口推計を見ると、今後も更なる人口の減少が予測されます。

また、圏域の世帯数は、2014（平成 26）年まで増加傾向にありましたが、2015（平成 27）年以降、増減を繰り返しながらも、微減傾向にあることがわかります。

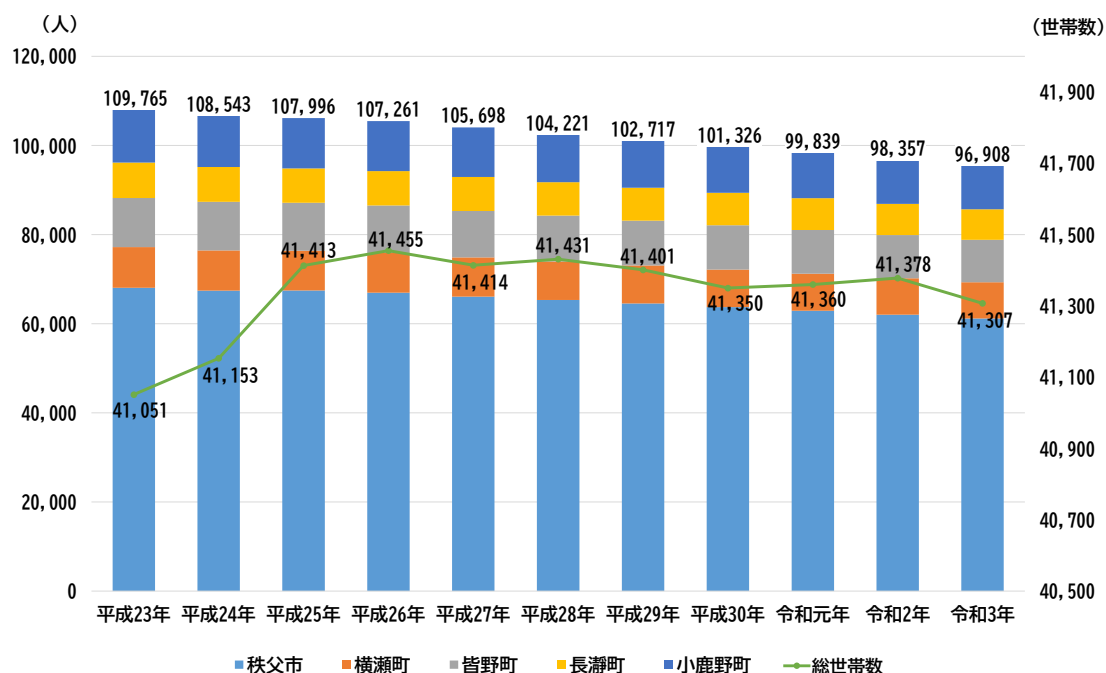


図 2-5) 人口及び世帯数の推移

出典：埼玉県ホームページ（国勢調査による世帯数及び人口）より作成

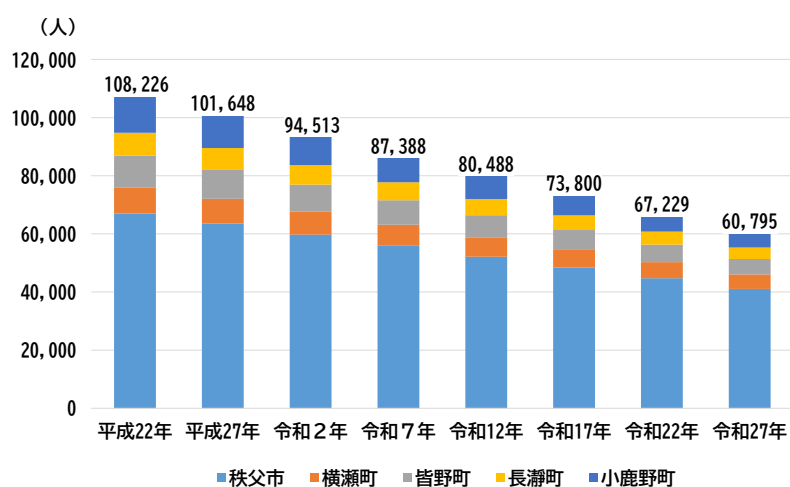


図 2-6) 人口の推移及び将来人口推計（平成 30 年 3 月推計）

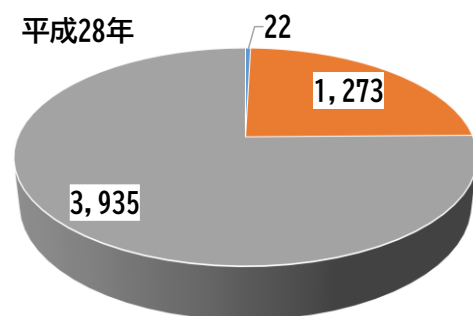
出典：ちちぶ定住自立圏共生ビジョン（第3次・五訂版）より作成

(4) 産業

圏域は、かつて農林業や織物業、セメント関連の鉱業等が盛んに行われていましたが、現在は、第三次産業が主な産業としてあげられます。

2016（平成 28）年における、圏域の産業区分事業所数は図 2-7 に示すとおり、第三次産業が最も多く、全体の約 75%を占めています。

また、2019（令和元）年における工業事業所数の推移は図 2-8 に示すとおり、秩父市が 154 事業所と最も多く圏域全体の約 57%を占め、次いで小鹿野町が 51 事業所で約 19%、長瀬町が 26 事業所で約 10%となっていますが、全ての市町において減少傾向で推移しています。



■ 第一次産業 ■ 第二次産業 ■ 第三次産業

図 2-7) 産業区分事業所数の推移

出典：経済センサス（総務省統計局）より作成

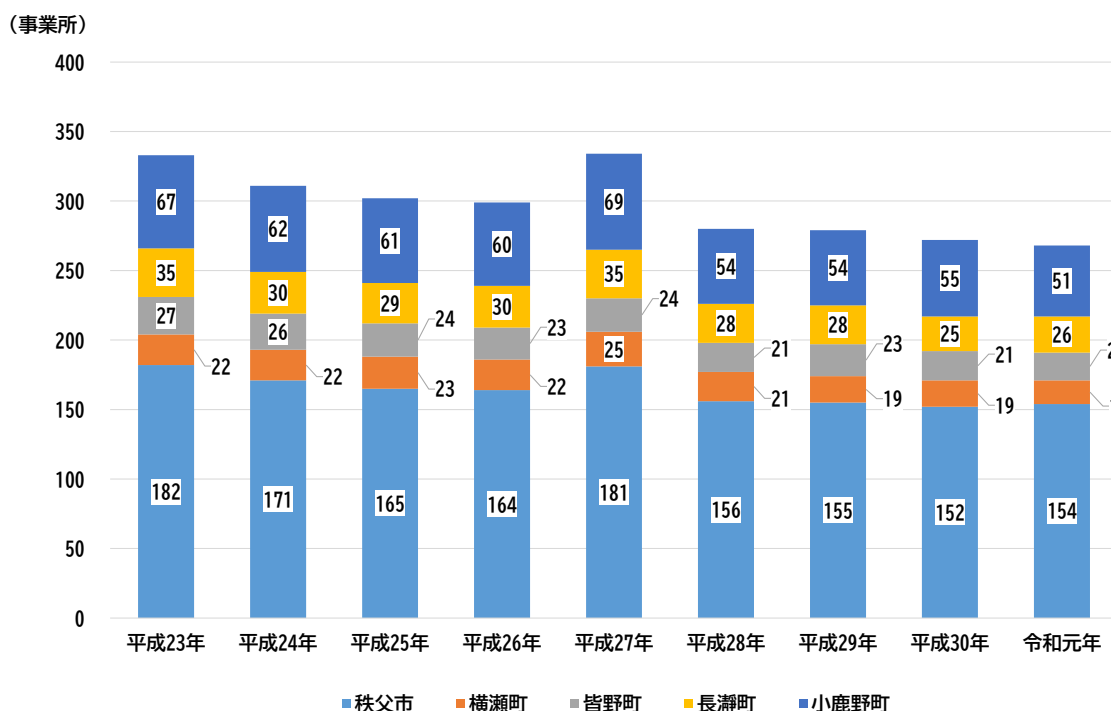


図 2-8) 工場事業所数の推移

出典：埼玉県 統計課「工業統計調査」より作成

（５）自然環境

■ 植物

圏域の植生は、海拔の低い丘陵地とその周辺では、コナラ、アカマツ等の二次林やスギ、ヒノキの植林などの里山の森林景観が広がっており、一部に小面積のウラジロガシやアラカシなどの温暖帯常緑広葉樹林（照葉樹林）の自然林が残存しています。

盆地の下部から海拔約600m位までの範囲には、中間温帯林が成立し、主な樹種は針葉樹のモミや落葉広葉樹のクリ、コナラ、シデ類となっています。海拔約600mから1,600m位には、冷温帯植生が成立し、ブナやイヌブナ、ミズナラなどの樹林が見られます。谷沿いには、シオジ、サウグルミ等の溪畔林が成立し、山岳上部の海拔1,600m付近の亜高山帯には、コメツガ、シラビソ、オオシラビソ等の常緑針葉樹が生育する原生林が発達しています。

また、圏域の特性でもある石灰岩地には、他の地質では見られない特殊な植生が広がり、中でも、国指定天然記念物とされる横瀬町の「武甲山石灰岩地特殊植物群落」では、キバナコウリンカやチチブイワザクラなどの特殊性に富んだ植物が生育しています。



武甲山と秩父盆地

■ 動物

圏域には、低山帯から亜高山帯まで 2,000m以上の標高差が見られ、耕作地や河川敷、雑木林といった里山的環境や、県内で唯一の亜高山帯を中心とした自然林や石灰岩地、鍾乳洞など、特有な自然環境を有しており、それぞれの環境に合わせて様々な動物種が確認されています。

鳥類では、圏域の中心市である秩父市の鳥「オオルリ」を代表とした溪流沿いや山地で見られる種が多く確認されています。

哺乳類では、埼玉県に生息する種のほとんどが、圏域で確認されており、山地や亜高山帯には、国指定天然記念物のヤマネなどの希少な小型哺乳類や、タヌキやキツネ、アナグマなどの中型哺乳類、ツキノワグマといった大型哺乳類が生息します。

また、コウモリ類が豊富で、低山帯から亜高山帯にかけて 16 種が記録され、山林内の樹洞や鍾乳洞、採鉱跡は重要な生息地となっています。

動物の中で最も種数の多い昆虫類では、確実な生息地が橋立鍾乳洞のみとされるバッタの仲間クロイシカワカマドウマをはじめ、全国的にも生息地の限られる種や県内でも亜高山帯にのみ記録のある種などが散見されています。

また、落葉樹林の湿潤な林床部では、埼玉県固有亜種のチチブギセルや石灰岩地域を好むヤグラギセルなどの生息地の限られた陸産貝類が多く記録されています。



オオルリ（秩父市の鳥）



カワセミ（横瀬町の鳥）



メジロ（皆野町の鳥）



ウグイス（小鹿野町の鳥）



せきれい（長瀬町の鳥）

(6) 生活環境

■ 大気

表 2-3 及び表 2-4 に示す、大気常時監視測定局（秩父地区）の秩父局と皆野局における大気測定結果によると、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、浮遊粒子状物質（SPM）は環境基準を満たす結果となっています。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物が紫外線を受け、光化学反応を起こすことにより発生します。秩父市における光化学スモッグ注意報年間発令日数は、2019（令和元）年度以降 0 日が続いていましたが、2022（令和 4）年において 3 日間発令されています。なお、光化学スモッグによる健康被害届出人数は、2012（平成 24）年度以降確認されていません。

表 2-2）大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値の 2 % 除外値が 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 2-3) 秩父測定局における大気測定結果

項目 年度	微小粒子状物質 (PM _{2.5}) [μg/m ³]				浮遊粒子状物質 (SPM) [μg/m ³]		
	年平均値	年平均値が 15μg/m ³ 以下である か	日平均値の 98%値	日平均値の 98%値が 35μg/m ³ 以下である か	日平均値の 2%除外値	日平均値の 2%除外値が 100μg/m ³ 以下であるか	日平均値が 100μg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続してい ないか
平成24	13.3	○	30.3	○	38	○	○
平成25	14.1	○	33.8	○	51	○	○
平成26	14.0	○	32.8	○	48	○	○
平成27	12.4	○	31.0	○	49	○	○
平成28	10.6	○	25.5	○	37	○	○
平成29	10.7	○	24.3	○	30	○	○
平成30	10.7	○	28.8	○	38	○	○
令和元	9.5	○	25.0	○	31	○	○

表 2-4) 皆野測定局における大気測定結果

項目 年度	微小粒子状物質 (PM _{2.5}) [μg/m ³]				浮遊粒子状物質 (SPM) [μg/m ³]		
	年平均値	年平均値が 15μg/m ³ 以下である か	日平均値の 98%値	日平均値の 98%値が 35μg/m ³ 以下である か	日平均値の 2%除外値	日平均値の 2%除外値が 100μg/m ³ 以下であるか	日平均値が 100μg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続してい ないか
平成24	—	—	—	—	43	○	○
平成25	—	—	—	—	47	○	○
平成26	13.9	○	28.6	○	47	○	○
平成27	13.6	○	30.1	○	44	○	○
平成28	12.7	○	32.8	○	36	○	○
平成29	12.3	○	27.1	○	27	○	○
平成30	12.6	○	29.0	○	35	○	○
令和元	10.7	○	25.7	○	31	○	○

■ 水質

圏域は、埼玉県を代表する河川である荒川の上流域にあたり、圏域内の主な河川は、この荒川水系に属します。荒川水系は、埼玉県と東京都を合わせて、20 区 40 市 18 町 1 村にまたがり、利根川、淀川に次いで我が国の主要河川の中では第3位の人口、鶴見川に次いで第2位の人口密度、水道用水供給人口は約 1,500 万人となっています。



荒川源流

荒川は、治水・利水の上で水質保全の重要性が高く、圏域の各市町では、BOD（生物化学的酸素要求量）や pH（水素イオン濃度）、大腸菌群数等の河川水質調査を年2～6回実施しています。図 2-9 に示す秩父市における水質調査によると、河川で水質を示す代表的な指標とされる BOD の測定結果は、荒川及び横瀬川では環境基準を下回る結果となっていますが、赤平川では環境基準を満たさない年が見られたため、今後、河川水質の改善に向けた、更なる対策が求められます。

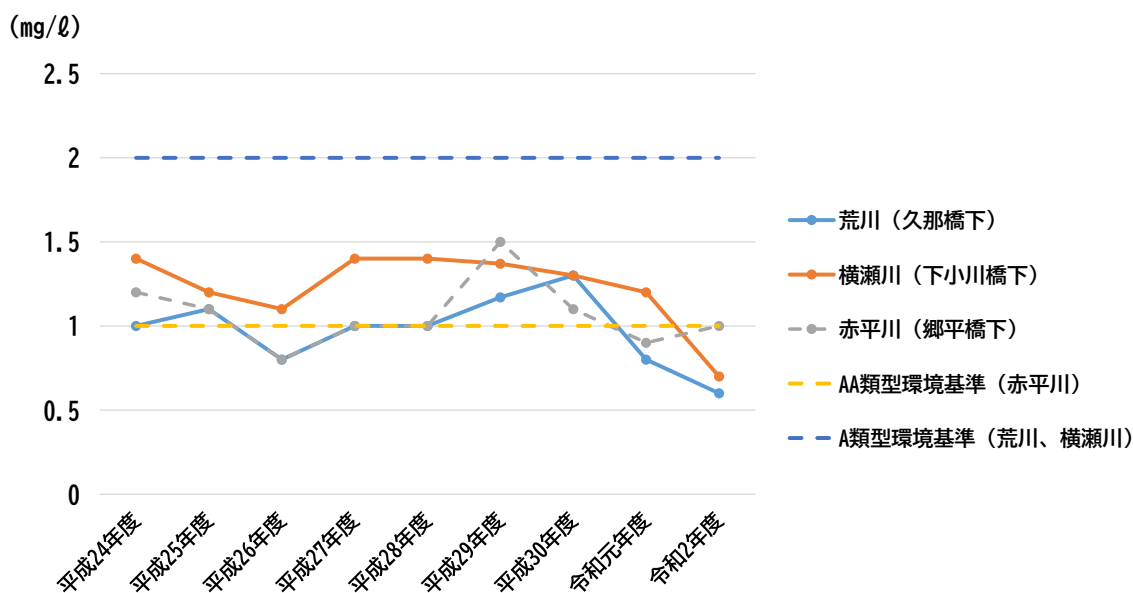


図 2-9) BOD 測定結果の経年変化

出典：秩父市の河川水質調査の結果より作成

■ 騒音・振動

圏域では、2021（令和3）年度に環境騒音測定を 13 か所、自動車騒音測定を3か所で実施しました。環境騒音については、13 か所のうち昼間3か所、夜間1か所で環境基準値を若干超えたものの、その他の地点では昼夜ともに環境基準値を下回る結果となりました。自動車騒音については、全地点で昼夜ともに環境基準値を下回る結果となりました。

また、秩父市内では特に、幹線道路である国道 140 号と 299 号が交差することから、交通量が非常に多くなっています。そして、観光シーズンや朝夕の通勤時間帯には渋滞が日常化し、騒音や振動等の問題発生が懸念されます。

■ 生活環境に関する住民の苦情件数

2021（令和3）年度における圏域の公害苦情件数は 19 件寄せられ、その内の 17 件が典型7公害によるものでした。中でも、秩父市が 13 件と最も多く、次いで横瀬町と長瀬町が3件、皆野町と小鹿野町は公害に関する苦情がありませんでした。

各市町の内訳は、秩父市が大気汚染6件、騒音7件、横瀬町が悪臭3件、長瀬町が大気汚染1件、その他（不法投棄）2件となっており、水質汚濁、土壌汚染、振動、地盤沈下に関する苦情は寄せられていません。

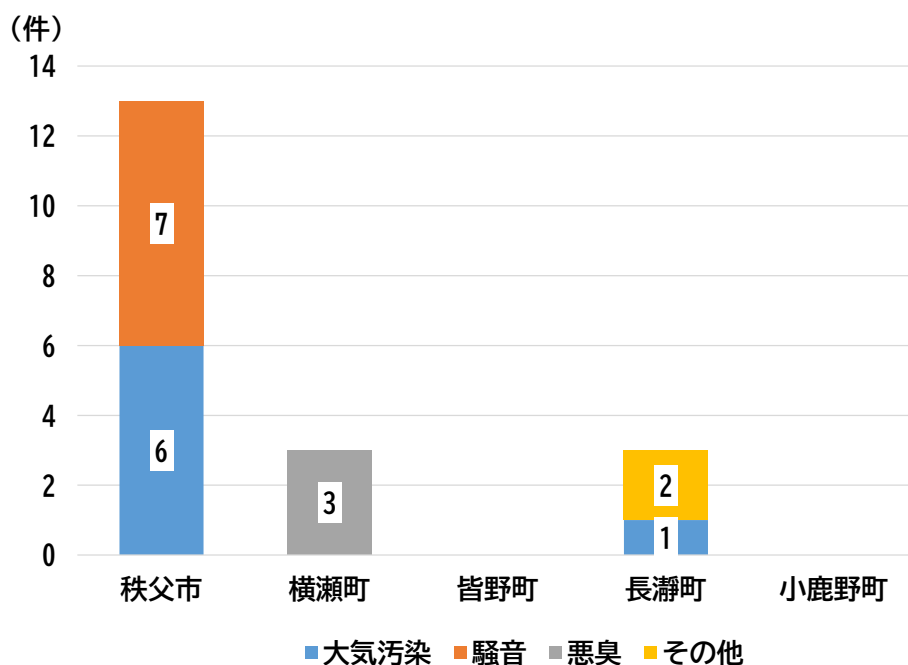


図 2-10) 令和3年度における公害苦情報告件数

■ 廃棄物

圏域では、1970（昭和 45）年4月に発足した一部事務組合である秩父広域市町村圏組合が、1市4町のごみの収集及び処理を行っています。図 2-11 に示す一人1日当りのごみ排出量の推移を見ると、秩父市は埼玉県平均よりも高く推移し、4町は県平均を下回って推移しています。また、秩父市、長瀬町、小鹿野町においては、一人1日当りのごみ排出量が増加傾向にあり、ごみの排出量を削減する対策の強化が求められます。

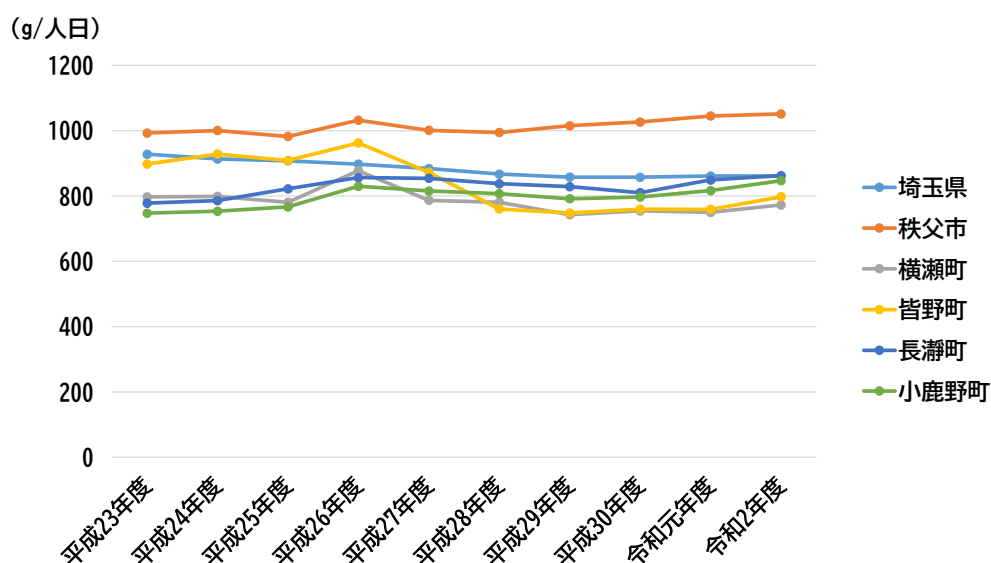


図 2-11) 一人1日当りのごみ排出量の推移

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成

■ 景観

圏域では、奥秩父山地、上武山地、外秩父山地、秩父凹地帯からなる秩父山地と、その山地を水源とする荒川を中心に^{しせん}支川が織りなす自然に恵まれた景観が特徴です。

自然的景観としては、秩父多摩甲斐国立公園と5つの県立自然公園の区域に指定されており、秩父市及び横瀬町のシンボルである武甲山や羊山公園の芝桜、長瀬町の岩畳、小鹿野町の丸神の滝、皆野町の美の山公園の桜等、四季折々の景観が広がっています。

歴史的景観としては、古来、信仰の地として栄え、秩父札所や秩父三社、秩父夜祭をはじめとした様々な「祭り」のほか、急斜面に点々と集落が広がる山村景観等、多様な景観資源を有しています。

これらの景観は、日本の原風景として人々の心をとらえ、毎年多くの観光客が訪れています。



武甲山と羊山公園の芝桜
(秩父市、横瀬町)



岩畳と舟下り（長瀬町）



美の山公園の桜（皆野町）

■ 公園・緑地

秩父ミュージックパークをはじめとした、圏域で整備されている都市公園は、約 3,194,300 m^2 （319.43ha）で、1人当りの都市公園面積は、44.4 m^2 （0.00444ha）となり、埼玉県全体と比較すると約 6.4 倍となっています。

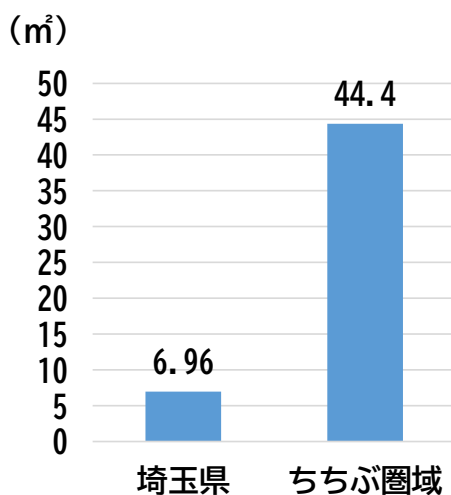


図 2-12) 1人当りの都市公園面積

出典：埼玉県ホームページ 市町村別都市公園整備状況
（平成 31 年 3 月 31 日現在）より作成



秩父ミュージックパークのイチョウ並木（秩父市、小鹿野町）

（７）歴史・文化

圏域には、ユネスコ無形文化遺産に登録された「秩父夜祭」を代表とする数多くの祭礼行事など、独自の文化圏を形成し、地域性の高い貴重な歴史・文化遺産が存在します。指定文化財としては、国指定の文化財が56件、県指定が101件、市町指定が453件となっています。

また、圏域は、2011（平成 23）年に、地質・地形から地球の過去を知り、未来を考えて活動する場所とされる日本ジオパークの認定を受け、その後 2015（平成 27）年に再認定、2019（令和元）年に条件付きで再認定され、さらには 2022（令和4）年に再認定を受けました。

そのような状況の中、秩父市と小鹿野町を含む4都県 12 市町村に広がる「甲武信」エリアでは、2019（令和元）年に、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とする取組であるユネスコエコパークに登録されました。

今後、ジオパークとエコパークに共通する機能・定義である「経済と社会の発展」の推進に向けて、両パークが連携した取組を展開していく必要があります。

表 2-5）圏域の文化財指定数

自治体名	国指定	県指定	市町指定
秩 父 市	40	53	195
横 瀬 町	2	6	48
皆 野 町	6	12	62
長 瀬 町	5	6	32
小鹿野町	3	24	116
計	56	101	453



秩父夜祭（秩父市）



ようばけ（小鹿野町）

3. 第1次計画の進捗状況

第1次計画では、望ましい環境像を「荒川の清流が 未来につながり だれもがい
きいきと安心して暮らせるまち」と表現し、この環境像を目指すための5つの基本目標
を定め、圏域の環境課題に対して個別目標を設定しました。その中でも、特に、住民
にとって身近な問題、早急に取り組むべき事業、また、施策の中で横断的に取り組む
べき事業を重点的な取組としました。

表 2-6) 第1次計画における重点的な取組

重点的な取組	
	◆創エネ・省エネで低炭素な地域づくり
	①森林の保全
	②大気・水等の保全
	③再生可能なエネルギーの導入
	④低炭素なまちづくり
	◆資源活用による循環型の地域づくり
	①農地の活用
	②ごみの減量化
	③パートナーシップによる環境活動の推進

◆ 創エネ・省エネで低炭素な地域づくり

① 森林の保全

個別目標 1-1 「森林を育て、豊かな水を守ろう」

「集約化・団地化して整備される森林面積」は、2021（令和3）年度末時点で
6,900ha、「企業・団体等による森づくりの取組数」は、同時点で 34 か所となっ
ており、ともに目標を達成することができました。

今後、カーボンニュートラル並びにゼロカーボンシティを目指す上で、温室効果ガ
スの吸収源となり得る森林の管理・整備が引き続き求められます。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
集約化・団地化して整 備される森林面積	0 ha	5,600 ha	6,900 ha	○
企業・団体等による森 づくりの取組数	15 か所	2倍	34 か所	○

個別目標 1-3「生物多様性を維持しよう」

「森林の鳥獣害対策実施面積累計」は、2021（令和3）年度末時点で 2,204ha となっており、目標を大幅に超えて達成することができました。

「鳥獣害防除計画策定市町数」は、第1次計画策定時にすでに全市町で計画を策定していたため、2015（平成27）年度に本項目は削除されました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
森林の鳥獣害対策実施面積累計※	243 ha	1,195.25 ha	2,204 ha	○
鳥獣害防除計画策定市町数	5 市町	維持・更新	項目の削除	

※第1次計画では、2015（平成27）年度の実績値を「128ha」、2022（令和4）年度の目標を「10%増」としていましたが、埼玉県地域プログラムによる、「2020（令和2）年度までに2015（平成27）年度比で300ha増加させる」とした目標に倣い、第1次計画策定時の実績値を過年度累計値「243ha」に、2022（令和4）年度の目標を「1,195.25ha」に変更しました。

② 大気・水等の保全

個別目標 2-1「きれいな空気を守ろう」

個別目標 2-2「きれいな水を守ろう」

個別目標 2-3「安全な暮らしを守ろう」

個別目標 2-4「豊かな土地を守ろう」

2021（令和3）年度の「年間苦情受理件数」は、19 件となっており、目標とする年間苦情受理件数の半減を達成することができました。

また、「二酸化窒素濃度」及び「河川の BOD 数値」は、ともに環境基準を下回る値となり、大気環境及び水質環境は、維持されています。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
年間苦情受理件数	61 件	半減	19 件	○
二酸化窒素濃度	0.011 ppm	維持	0.014 ppm	○
河川の BOD 数値	1.4 mg/L	維持	0.58 mg/L	○

③ 再生可能なエネルギーの導入

個別目標 4-1 「再生可能なエネルギーを推進しよう」

「住宅用新エネルギー設置の年間補助導入件数」は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の買取価格が年々下落していたことから、住宅用新エネルギー設備設置に対する年間補助導入件数が減少傾向にあったこと、補助金の予算を確保することが困難になっていることなどにより削除され、「住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計」及び「住宅用新エネルギー設備設置補助金交付予定件数に対する交付率」の2項目が追加されました。

「住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計」は、2021（令和3）年度末時点で 1,171 件となっており、目標を達成することができましたが、「住宅用新エネルギー設備設置補助金交付予定件数に対する交付率」は、同時点で 20%となっており、目標を達成することができませんでした。

なお、「行政施設における新エネルギー発電件数」は継続され、同時点で 30 件となっており、目標を達成することができました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
住宅用新エネルギー設置の年間補助導入件数	140 件	維持	項目の削除	
行政施設における新エネルギー発電件数	19 件	25 件	30 件	○

追加項目	平成27年度	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計	1,020 件	増加	1,171 件	○
住宅用新エネルギー設備設置補助金交付予定件数に対する交付率	57.3 %	100 %	20 %	×

④ 低炭素なまちづくり

個別目標 4-2「低炭素なまちづくりを推進しよう」

「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定」は、2013（平成 25）年の地球温暖化対策推進法の改正により、全ての地方公共団体において策定が義務付けられ、2015（平成 27）年度時点で全ての市町で策定されていたため削除されました。

また、「市町（事務事業編）の年間 CO₂ 排出量」は、2021（令和 3）年度末時点で 15,403 t-CO₂ となっており、第 1 次計画策定時と比較して約 29%削減され、目標を達成することができました。

「市町公用車のエコカー導入率」は、同時点で 32.1%となっており、目標を達成することができませんでした。今後、目標の達成を目指すだけでなく、更なるエコカーの普及を図り、事務事業編における年間 CO₂ 排出量の削減に努める必要があります。

項目	第 1 次計画策定時	令和 4 年度	令和 3 年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定	3 市町	5 市町	項目の削除	
市町（事務事業編）の年間 CO ₂ 排出量	21,603 t-CO ₂	10%減	15,403 t-CO ₂	○
市町公用車のエコカー導入率	26.6 %	40 %	32.1 %	×

◆ 資源活用による循環型の地域づくり

① 農地の活用

個別目標 1-2「農地を守り、活かそう」

「遊休農地の解消面積累計」は、非農地判定を受けた遊休農地の大部分が地目変更されて林地となったことから、目標の達成度を図る指標として適さないため削除され、「担い手等への農地利用集積面積」に変更されました。本項目は、2021（令和3）年度末時点で341.8haとなっており、目標を達成することができました。

また、「年間新規就農者数」は、同時点で15人となっており、目標を達成することができました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成 状況
	実績	目標	現状	
遊休農地の解消面積累計	71 ha	3倍	項目の削除	
年間新規就農者数	12 人	10%増	25 %増 15 人	○

変更項目	平成27年度	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
担い手等への農地利用集積面積	288.2 ha	増加	341.8 ha	○

② ごみの減量化

個別目標 3-2「3Rに取り組み、ごみを減らそう」

2021（令和3）年度の「総ごみ排出量」は、32,962 t となっており、目標を達成することができましたが、「リサイクル率」及び「ごみの排出量（一人1日当たり）」は達成することができませんでした。「リサイクル率」が低下し、「ごみの排出量（一人1日当たり）」が増加したことから、「総ごみ排出量」の減少は人口の減少に起因するものと考えられ、今後、住民一人ひとりのごみ問題に対する意識の改善が求められます。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
総ごみ排出量	38,018 t	13%減	32,962 t	○
リサイクル率	29.5 %	30.0 %	11.1 %	×
ごみの排出量 （一人1日当たり）	930 g ※	10%減	932 g	×

※第1次計画では「787g」としていましたが、事業系ごみの排出量が計上されていなかったため修正しました。

個別目標 5-2「積極的に環境配慮商品の購入を進めよう」

「市町グリーン購入調達方針・指針の策定」は、2021（令和3）年度末時点で3市町となっており、目標を達成することができませんでしたが、方針・指針が策定されなかった2町においてもグリーン購入を実施しており、今後も持続可能な循環型社会へ向けた、グリーン購入を推進します。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
市町グリーン購入調達 方針・指針の策定	1 市	5 市町	3 市町	×

③ パートナーシップによる環境活動の推進

個別目標 5-1「環境を学び、活動を広げよう」

「埼玉県川の国応援団登録数」は、2021（令和3）年度末時点で 43 団体となっており、目標を達成することができませんでした。

一方、「美化運動団体との連携」は、同時点で 213 団体となっており、目標を大幅に超えて達成することができました。

項目	第1次計画策定時	令和4年度	令和3年度	達成状況
	実績	目標	現状	
埼玉県川の国応援団登録数	35 団体	50 団体	43 団体	×
美化運動団体との連携	38 団体	50 団体	213 団体	○

4. 住民意識調査結果

（１）調査の目的

本計画を策定するにあたり、住民の環境に関する意識や第１次計画策定以降の環境の変化、圏域が今後取り組むべき施策等について、アンケート調査を行いました。

（２）調査対象

圏域に在住の１８歳以上の住民から無作為抽出した１,０００人を対象とし、郵便により調査票を送付・回収しました。調査期間は、２０２２（令和４）年７月中旬から８月下旬までの間で行いました。各市町における配布数と回収率は表２-７に示すとおりです。

表 2-7）各市町の配布数と回収率

居住地域	配布数	回収数	回収率
秩父市	633	206	32.5%
横瀬町	84	27	32.1%
皆野町	98	32	32.7%
長瀬町	71	23	32.4%
小鹿野町	114	34	29.8%
計	1,000	323 (無回答１名含む)	32.3%

(3) 結果概要

環境問題への関心

本調査において、特に関心の深い環境問題について最も回答が多かったのは、「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化」、次いで「資源の再利用・リサイクル」となり、第1次計画策定時における調査と比較すると、「資源の再利用・リサイクル」における関心が低くなりました。

次いで関心の寄せられた項目は、第1次計画策定時では、「廃棄物の不法投棄、処分場の不足や新たな整備の問題」でしたが、本調査では、「身近にある森や林などの緑や、自然の風景の減少（遊休農地や山林の荒廃等、原野化等）」となりました。

また、32 頁の「第1次計画の取組における重要度と満足度」の結果から、廃棄物関連の取組に対する満足度が高く、自然環境関連の取組に対する満足度が低い傾向にあることが分かりました。

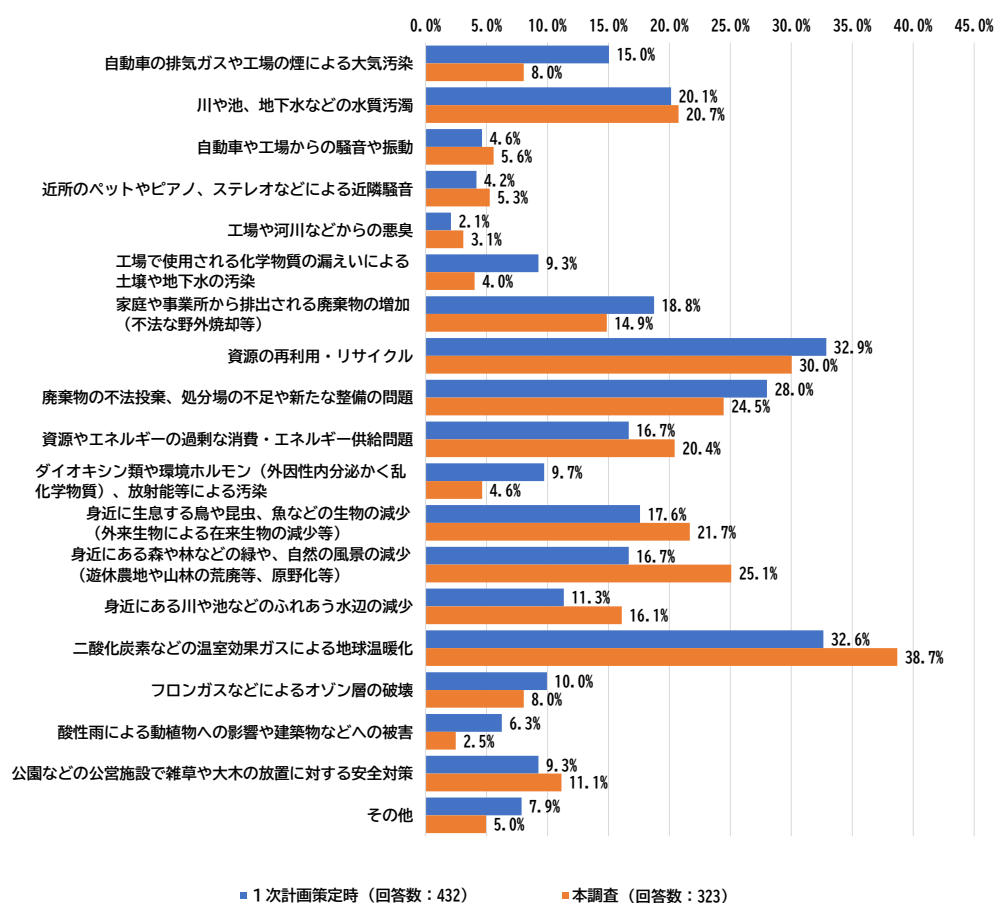
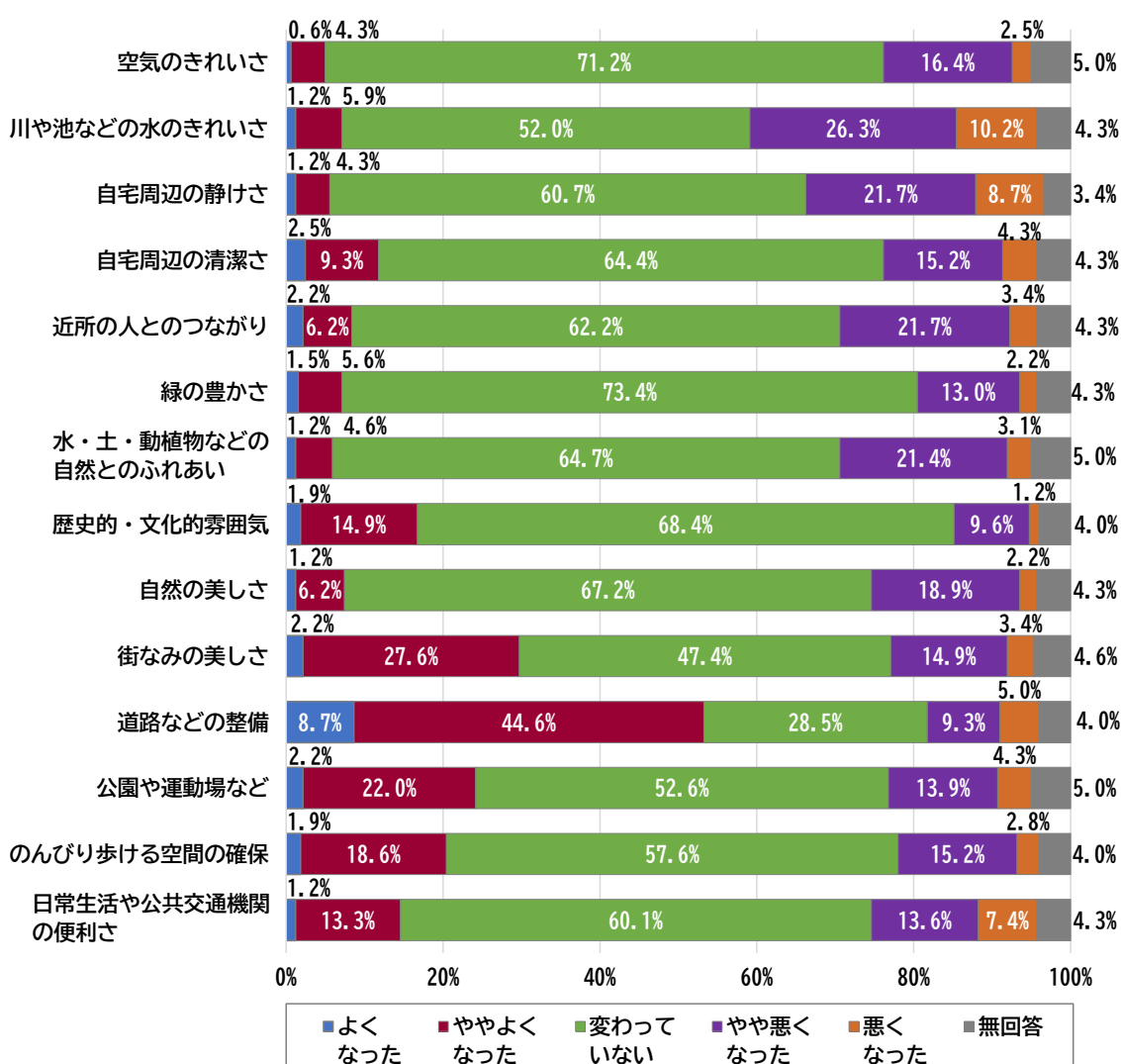


図 2-13) 第1次計画及び本計画策定時の環境問題に対する関心度合い

10 年前と比較した現在の環境

現在の圏域の環境が、10 年前と比べて変化したことについて、「よくなった」「ややよくなった」を合わせた回答では、「道路などの整備」が最も多く、次いで「街なみの美しさ」、「公園や運動場など」となっています。

一方で、「やや悪くなった」「悪くなった」を合わせた回答では、「川や池などの水のきれいさ」が最も多く、次いで「自宅周辺の静けさ」、「近所の人とのつながり」となっています。



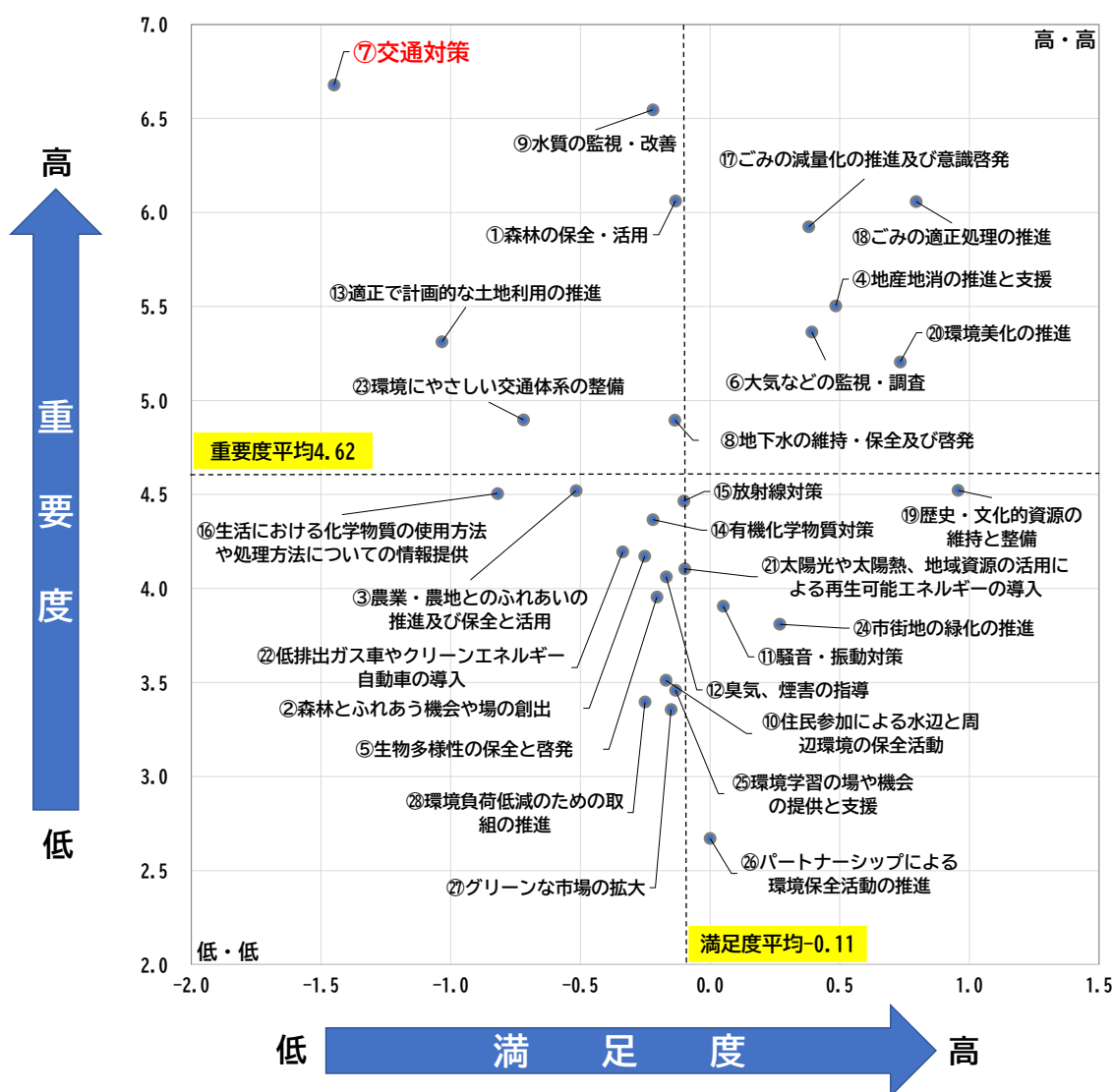
(回答数：323 人)

図 2-14) 10 年前と比較した現在の環境

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも 100% になりません。

第1次計画の取組における重要度と満足度

①から⑳までの各項目の重要度と満足度について、下に示す回答ごとに配分された点数（ウエイト）を各回答の割合に掛けて合計した加重平均で比較したところ、特に圏域の課題と考えられる「重要度が高く満足度が低い」項目は、「⑦交通対策」となっています。



(回答数：323人)

図 2-15) 第1次計画の取組における重要度と満足度の加重平均

将来の圏域に望む姿

将来の圏域に望む姿として、特に重要だと思うものについては、「日常生活や公共交通機関の便利さ」が最も多く、次いで「道路などの整備」、「自然の美しさ」となっています。

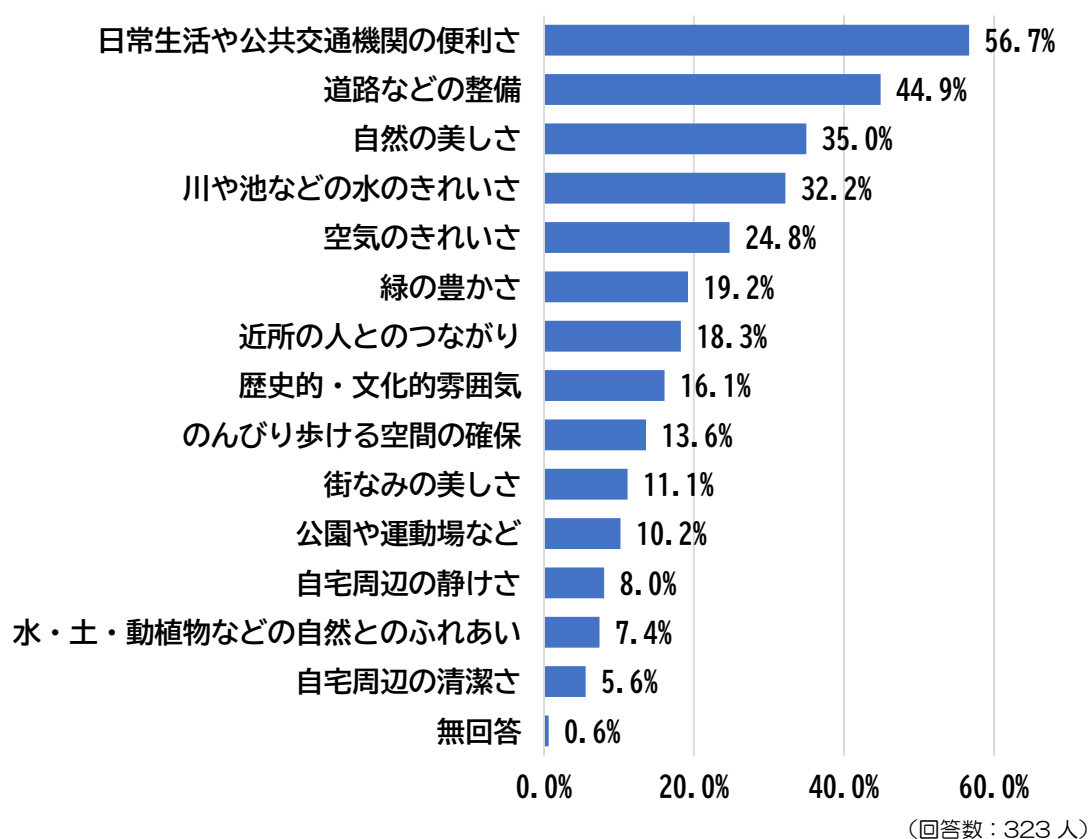


図 2-16) 将来の圏域に望む姿

5. 今後の課題

世界・国・県の動向や圏域を取り巻く環境の変化、第1次計画の進捗状況及び住民意識調査の結果などから、本計画を策定するにあたり、注視すべき課題を以下のとおり整理しました。

【地球環境】

- 国が目標として掲げる 2050 年カーボンニュートラルに向けた、更なる温室効果ガス排出量の削減対策
- 住民、事業者、行政それぞれによる省エネルギー対策の実施

【資源循環】

- プラスチックごみの減量化
- 圏域の一人1日当りのごみ排出量削減に向けた、3R+Renewable の実施

【自然環境】

- 継続した水辺環境の保全
- 温室効果ガスの吸収源ともなり得る森林の保全
- 自然的、社会的条件などを踏まえた生物多様性の現状把握

【生活環境】

- 公共交通機関や道路等の更なる整備
- 人口の減少や高齢化に対応した、遊休農地の適正管理と有効活用

【環境教育・協働】

- 環境に関する情報の提供方法の検討や環境保全活動等についての普及啓発
- あらゆる世代を対象とした、環境学習出前講座・授業の実施や環境に関する施設等を利用した環境学習の推進

第3章 計画の理念

1. 望ましい環境像

本計画の目指す「望ましい環境像」は、第1次計画から引き継ぎ、次のとおり定めます。

荒川の清流が 未来につながり だれもがいきいきと安心して暮らせるまち

圏域は荒川の源流域に位置し、荒川の水は埼玉県、東京都を貫流し、最後には東京湾へ流れ込んでいます。流域の多くの住民の暮らしを潤す荒川の清流を永遠に継承することが、次世代へ良好な環境を引き継ぐこととなります。その結果、誰もが健康で安全に生活することができ、安心した暮らしを享受することができます。「望ましい環境像」は、このような姿を描いたものです。

「荒川の清流」とは、自然の資源である森林を保全することにより生み出される、地下水、河川水、大気、ひいては景観、歴史、地形等の有形または無形の恵みを表しています。

2. 環境目標

「望ましい環境像」の実現に向け、環境分野ごとに環境目標を次のとおり設定します。なお、「環境目標3.【自然環境】」については「生物多様性地域戦略」に位置付けます。

環境目標1.【地球環境】

温暖化対策に取り組み、脱炭素社会を目指すまち

環境目標2.【資源循環】

資源の循環に取り組む、環境負荷の少ないまち

環境目標3.【自然環境】

自然と調和し、生物多様性に富んだまち

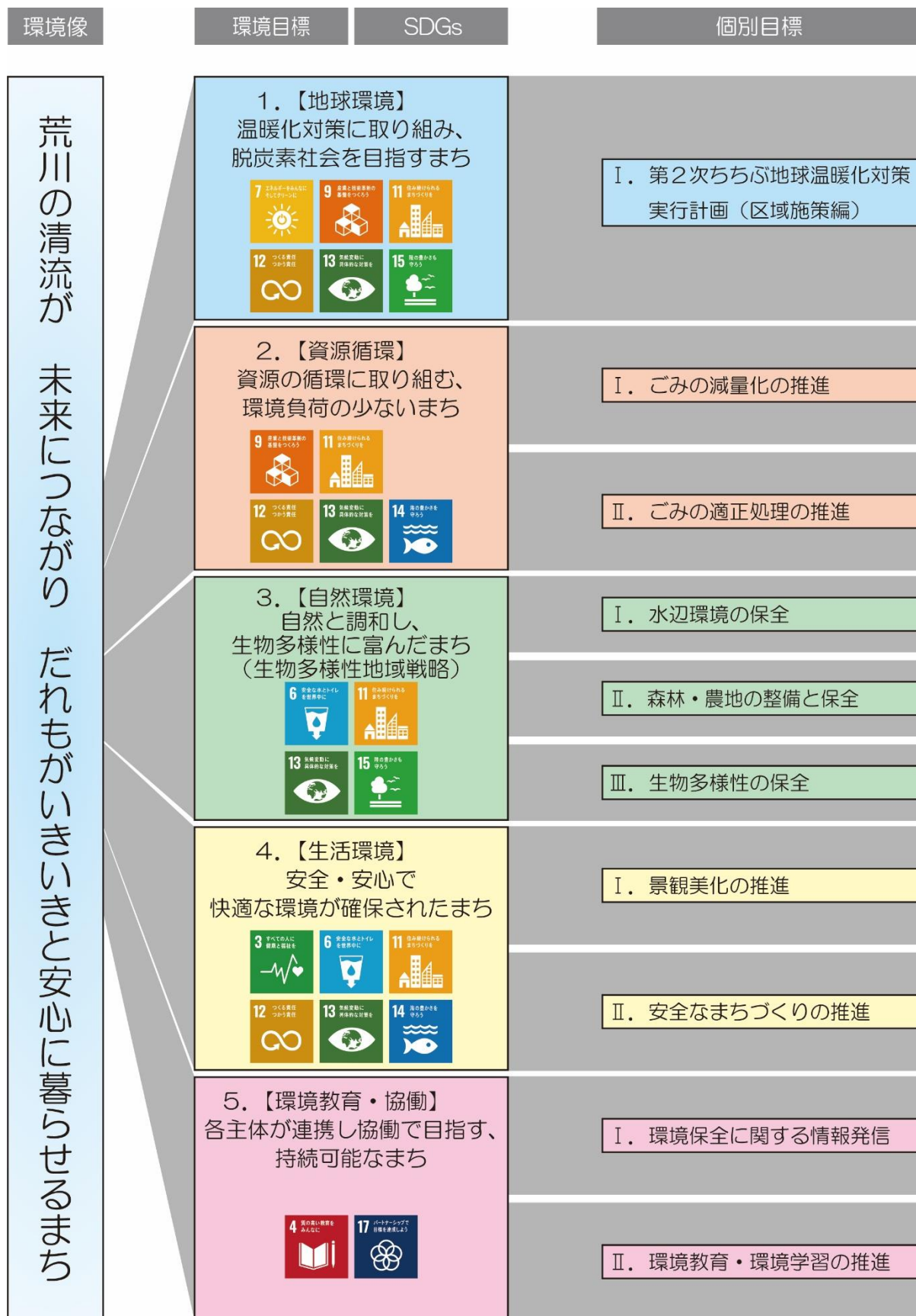
環境目標4.【生活環境】

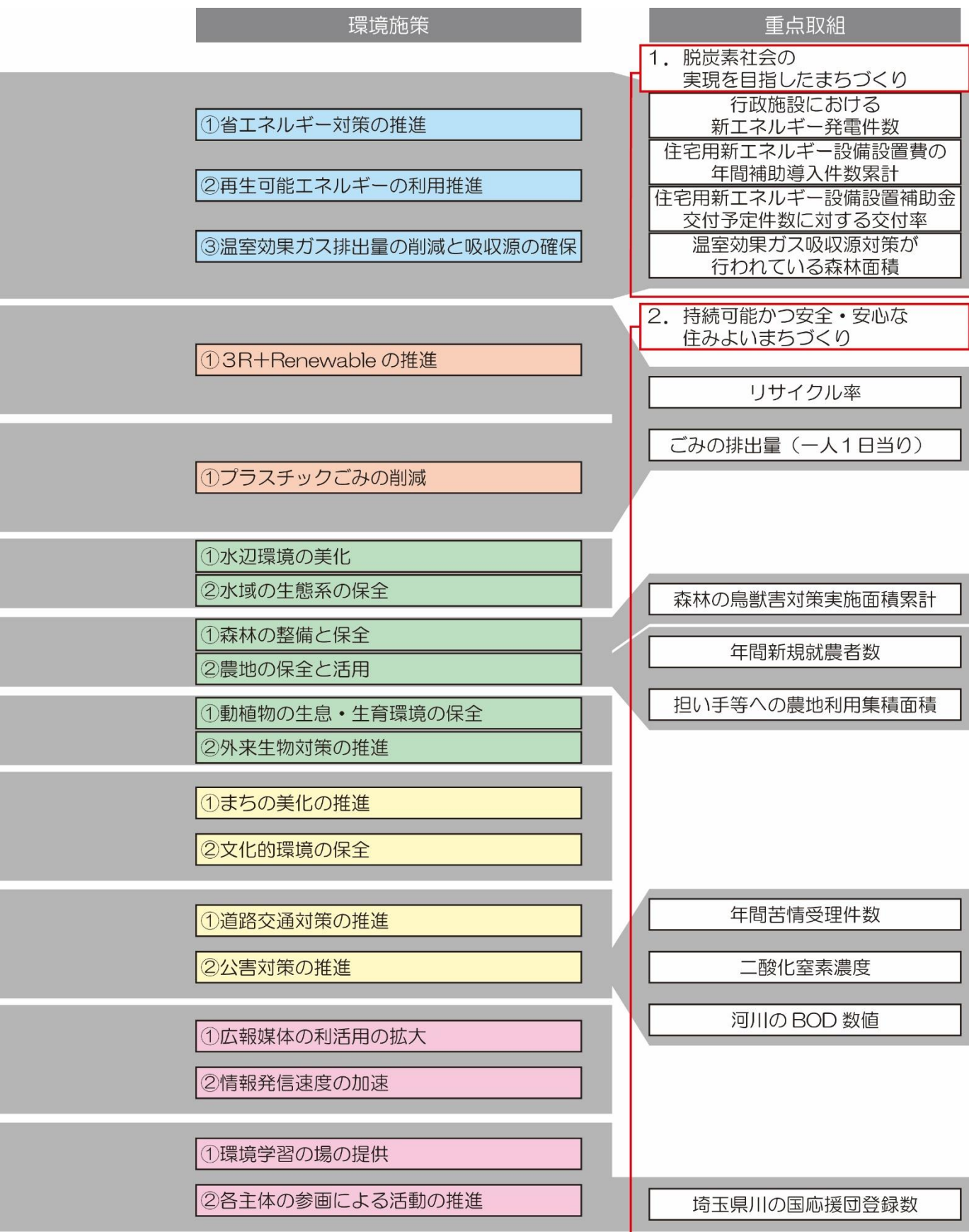
安全・安心で快適な環境が確保されたまち

環境目標5.【環境教育・協働】

各主体が連携し協働で目指す、持続可能なまち

3. 施策の体系





第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組

環境目標1. 【地球環境】温暖化対策に取り組み、脱炭素社会を目指すまち

個別目標Ⅰ. 第2次ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（１）計画の背景と目的

地球は、太陽からのエネルギーによって地表が暖められ、地表から放射される熱を二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが吸収することで大気を暖めています。しかし、温室効果ガスの大気中濃度が高まり、吸収される熱量が増加することで、気温が上昇します。この現象を地球温暖化といいます。

第1次計画では、緊急かつ人類共通の課題として、圏域全体で地球温暖化対策への取組を積極的に推進し、温室効果ガスの削減に努めるため、第1次区域施策編を内包しました。

今回、第1次区域施策編が計画期間の終了を迎えたことに伴い、これを改定し、第2次区域施策編を策定しました。

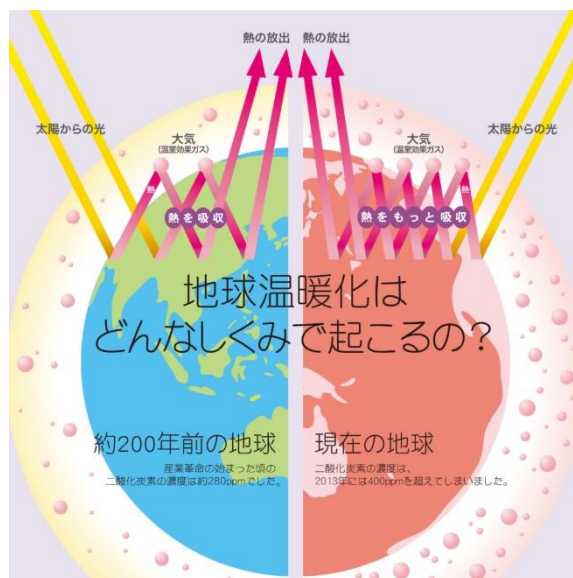


図 4-1) 地球温暖化のメカニズム

出典：JCCCA-全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより

（２）対象とする温室効果ガス

圏域の温室効果ガス排出量の算定は、環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省、令和4年3月）（以下、「算定マニュアル」とします。）に基づき行いました。

本計画で算定対象とする温室効果ガスの種類は、算定マニュアルに基づき表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1) 本計画で算定対象とする温室効果ガス

温室効果ガス種	地球温暖化係数	算定対象
二酸化炭素 (CO ₂)	1	○
エネルギー起源 CO ₂		
非エネルギー起源 CO ₂		
メタン (CH ₄)	25	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	○
代替フロン等 4 ガス	12~14,800 7,390~17,340 22,800 17,200	—※
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)		
パーフルオロカーボン (PFCs)		
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		
三ふっ化窒素 (NF ₃)		

※代替フロン等 4 ガスは、圏域内の特定事業所において排出が認められなかったため、算定対象外としました。

(3) 圏域の温室効果ガス排出量

第2次区域施策編の基準年度は、国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）と整合を図り、2013（平成25）年度とします。

圏域における温室効果ガス排出量の推移は図4-2に示すとおりです。2013（平成25）年度から2015（平成27）年度までは減少傾向にありますが、2016（平成28）年度にやや増加しました。これは、特定事業所からの排出量が増加したことが主な要因と考えられます。その後、2017（平成29）年度からは再び減少に転じ、算定可能な直近年度である2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量は2,023,491t-CO₂となっています。

また、一般廃棄物における2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量は基準年度比で31.1%増加しており、ごみの排出量やプラスチックごみ割合を削減する対策が求められます。

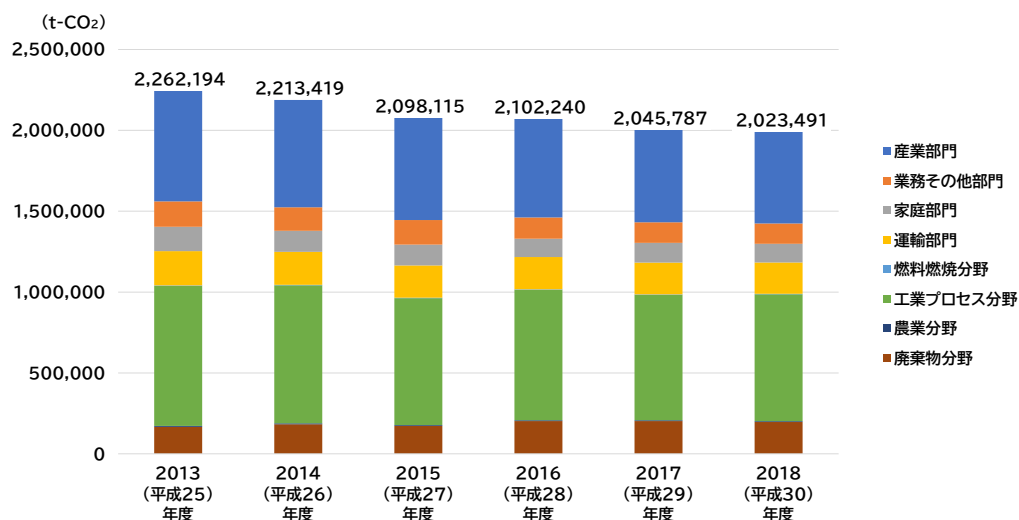


図 4-2) 圏域の温室効果ガス排出量の推移

(4) 削減目標

わが国では、「2030（令和 12）年度の温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比で 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けた挑戦を続けていく」とする削減目標とともに、温室効果ガス排出量を実質ゼロとした「2050（令和 32）年カーボンニュートラル」を掲げています。

圏域では、秩父市が「ゼロカーボンシティ宣言」を掲げていることから、2050（令和 32）年カーボンニュートラルに向けた国の目標に倣い、以下の目標を設定します。

2030（令和 12）年度における温室効果ガス総排出量を
2013（平成 25）年度比で **46%** 削減

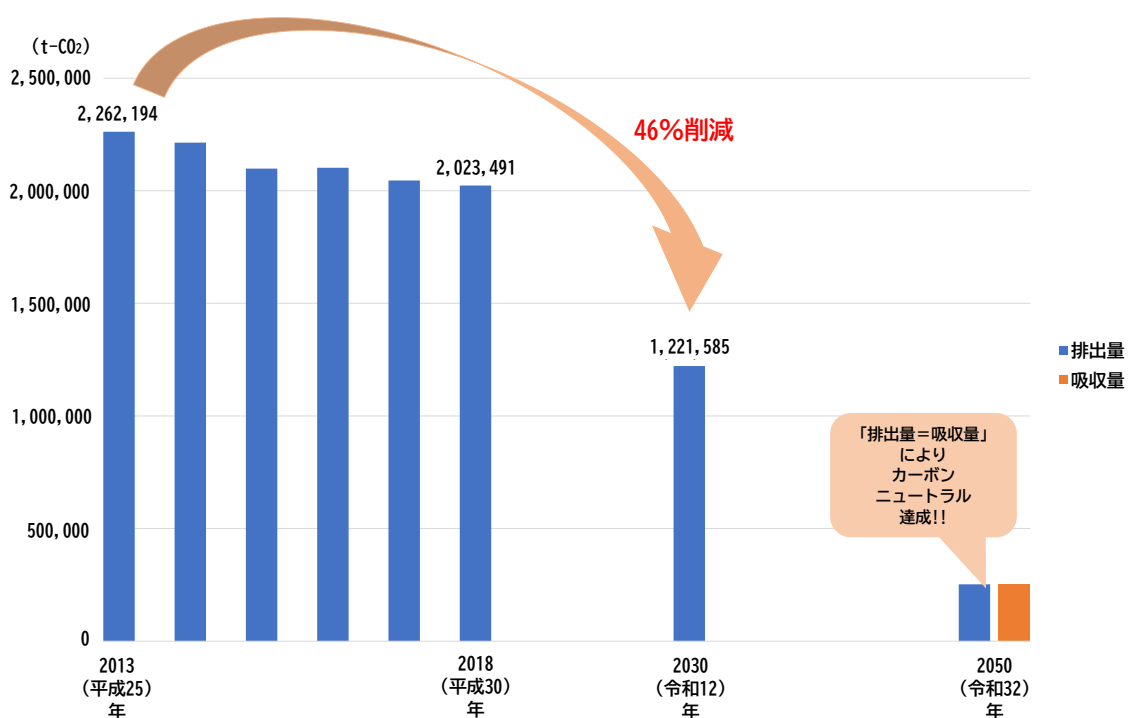


図 4-3) 温室効果ガス排出量削減目標

（５）BAU（現状すう勢）

2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度までの温室効果ガス排出量の実績値を元に、本計画の計画期間である 2032（令和 14）年度までの温室効果ガス排出量の BAU をトレンド予測により表 4-2 のとおり算出しました。

圏域の温室効果ガス排出量は、2018（平成 30）年度から追加的な対策を見込まないまま推移した場合、2030（令和 12）年度には 1,784,480t-CO₂ となり、基準年度比で 21.1% 減少すると推計され、現状のままでは削減目標を達成することができません。今後、削減目標の達成に向けた対策を講じる必要があります。

表 4-2）BAU と目標値との比較

	2013 （平成 25） 年度	2018 （平成 30） 年度	2030 （令和 12） 年度	2032 （令和 14） 年度
実績値 （削減率）	2,262,194	2,023,491 （10.6%）	—	—
BAU （削減率）	—	—	1,784,480 （21.1%）	1,760,001 （22.2%）
目標値 （削減率）	—	—	1,221,585 （46.0%）	1,087,934 （48.1%）

（６）森林吸収量

圏域における森林による二酸化炭素（CO₂）吸収量を、表 4-3 のとおり推計しました。この推計の対象となるのは、圏域内各市町の「森林計画対象森林」で、2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度までの森林蓄積の変化量から 5 年間の炭素蓄積を求め、単年度当たりの CO₂ の吸収量を推計したものです。

緑豊かな本地域において脱炭素社会を目指していくためには、森林による吸収量は非常に重要です。このことから、今後も森林吸収量を維持・増加させていくためには圏域内の各市町が連携・協力し、吸収源対策としての森林整備の実施に努める必要があります。

表 4-3）森林による CO₂ 吸収量

自治体名	吸収量（t-CO ₂ /年）
秩父市	109,857
横瀬町	14,300
皆野町	13,649
長瀬町	2,964
小鹿野町	44,522
計	185,292

（７）課題

- 圏域の温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度以降減少傾向にあります
が、2030（令和 12）年度の削減目標達成に向け、更なる省エネルギー対策の
推進や再生可能エネルギー設備の導入促進などによる、温室効果ガス排出量を削
減する取組が必要です。住民・事業者へのイニシアチブを図るため、圏域の各市
町は地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進する必要があります。
- 住民意識調査の結果から、圏域の住民が所有する自動車はガソリン車が約8割を
占め、今後はクリーンエネルギーを使用した次世代自動車の普及が求められます。

（８）環境施策

施策名	具体的な取組
①省エネルギー対策の推進	公共施設、各家庭及び事業所等の省エネリフォームを推進するとともに、公共施設の空調設備や照明設備に省エネ機器を導入し、率先して省エネルギー対策を実行します。
	自動車の運転に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、エコドライブを推進します。
	電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）・クリーンディーゼル自動車（CDV）といった次世代自動車の普及を促進します。
	住宅や事業所で行える省エネ対策に関する情報提供等により普及啓発を図ります。
②再生可能エネルギーの利用推進	公共施設、各家庭及び事業所等における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
	住宅や事業所への再生可能エネルギー設備の導入に関する情報提供等により普及啓発を図ります。
③温室効果ガス排出量の削減と吸収源の確保	CO ₂ を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再造林などの森林整備を推進します。
	間伐や伐採により得られた木材を、バイオマス資源として有効活用を推進します。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギー設備の設置に努めます。
- 節電や節水に努め、家庭での省エネを図ります。
- 次世代自動車の導入に努めます。
- エコドライブを実践します。
- 公共交通機関を可能な限り利用します。
- 省エネ性能の高い家電製品等の使用に努めます。

事業者の取組

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、中小水力発電等の再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- 工場等の生産ラインや事業所の空調などエネルギー使用設備の省エネルギー化を推進します。
- 次世代自動車の導入を推進します。
- CO₂ 排出の少ない電力の使用に努めます。
- 燃料として、木質バイオマス等の利用に努めます。
- 節電や節水に努め、オフィスでの省エネを図ります。
- エコドライブを実践します。
- エコアクション 21 の認証取得や、事業の脱炭素化等の環境に配慮した経営に取り組みます。
- 公共交通機関を可能な限り利用します。

環境目標2. 【資源循環】資源の循環に取り組む、環境負荷の少ないまち

個別目標Ⅰ. ごみの減量化の推進

(1) 課題

- 住民意識調査では、第1次計画で施策とした「ごみの減量化の推進及び意識啓発」、「ごみの適正処理の推進」は、重要度と満足度ともに高い結果が得られました。しかし、前掲「第2章 2. 圏域の概況」で示したとおり、ごみの排出量が増加傾向にあることから、本計画でも「ごみの減量化」を推進する必要があります。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組	
①3R+Renewable の推進	Reduce	食品ロスの削減を推進します。
		パッケージや梱包材等の過剰包装の削減を推進します。
		マイ箸・マイボトル・マイバッグ等の利用を促進します。
		ペーパーレス化を推進します。
	Reuse	フリーマーケットやバザーの開催を促進し、広報紙や公共施設の掲示板などを利用して情報発信に努めます。
		古本屋や古着屋などのリユースショップの利用を促進します。
	Recycle	リサイクル商品の購入を推進します。
		小型家電のリサイクルを促進します。
		ビン・缶・ペットボトル・金属製品など、資源ごみの分別を促進します。
		印刷用紙やトイレットペーパーなどの再生紙の利用を促進します。
	Renewable	植物由来の原料を利用したバイオマスプラスチック製の商品の利用を推進します。
		廃食用油等を原料とした、リニューアブル燃料の使用や製品づくりの活動を支援します。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- マイ箸・マイボトル・マイバッグなどを活用し、不要なものは買わないようにする取組（Reduce）に努めます。
- 使用可能な不要品は、フリーマーケットやバザー、フリマアプリなどに出品し、再利用（Reuse）に努めます。
- ごみの分別を徹底し、再生利用（Recycle）に努めます。
- バイオマスプラスチック製の袋や容器の使用（Renewable）に努めます。

事業者の取組

- 再生紙の利用を徹底します。
- ペーパーレス化を推進します。
- 過剰な包装を抑制します。
- 再資源化可能な製品の開発に努めます。
- 事業所から排出される廃棄物の分別、適正処理を徹底します。

個別目標Ⅱ．ごみの適正処理の推進

（１）課題

- 図 4-4 に示すとおり、秩父広域市町村圏組合では、プラスチック類を可燃ごみに含めて収集しているため、一般廃棄物中のプラスチック割合が高く推移しています。今後、プラスチック類を分別して回収し、再資源化する循環システムを構築することで、温室効果ガスの削減にも寄与する取組が求められます。

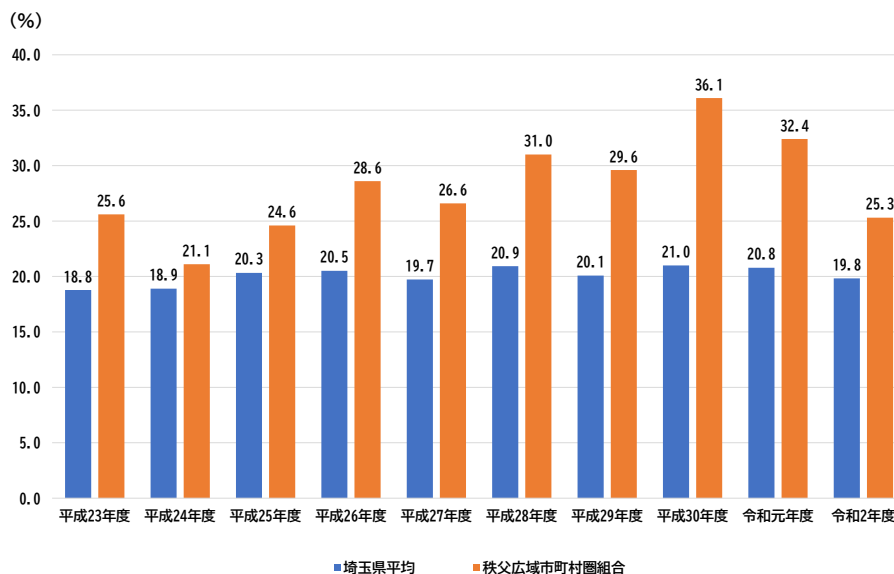


図 4-4) 可燃ごみに占めるプラスチック割合の比較

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①プラスチックごみの削減	可燃ごみとプラスチックごみの分別を検討します。
	プラスチックごみのリサイクル施設の設置を検討します。
	海洋プラスチック及びマイクロプラスチック問題の周知に努めます。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 買い物の際は、マイバッグを持参します。
- プラスチックごみの分別・リサイクルに努めます。
- 店舗で配布される、プラスチック製のスプーンやフォーク、ストローなどは極力受け取りません。

事業者の取組

- プラスチックごみの分別・リサイクルに努めます。
- 自社において、職員の使い捨てのプラスチック製品の使用抑制を推進します。

環境目標3. 【自然環境】自然と調和し、生物多様性に富んだまち (生物多様性地域戦略)

個別目標Ⅰ. 水辺環境の保全

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、“秩父ならではの”を感じる魅力についての項目で、「安全性（災害への強さ）」に次いで「水資源（河川や湖沼、滝等）」が2番目に多い結果となりました。また、10年前と比べた環境の変化についての項目では、「川や池などの水のきれいさ」が「悪くなった」という回答が最も多い結果となりました。今後、河川や湖沼等において「水がきれい」と感じられるための取組が求められます。
- 水辺に生息する希少な動植物を保護するため、外来生物の防除対策等により、水辺環境の保全を図る必要があります。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①水辺環境の美化	河川の水質調査を継続し、適切な水環境の維持・監視に努めます。
	河川での不法投棄の減少に努め、良好な水辺の景観を創出します。
②水域の生態系の保全	河川や湖沼等の生態系の実態把握に努めます。
	外来生物の周知に努め、防除を図ります。
	自然観察会を実施し、市内または町内の水域の生物多様性への意識啓発を行います。
	各市町の住民団体が自主的に行う生物多様性の保全活動を推進します。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 家庭排水による環境負荷を理解し、洗剤の使用を最小限に抑えます。
- ごみはポイ捨てせず持ち帰り、適切に分別、処理します。
- 水辺環境の美化活動に参加・協力します。

事業者の取組

- 行政や住民団体が主催する自然体験イベントを支援します。
- 適切な排水処理に努め、水辺環境の美化活動に参加・協力します。
- 河川の維持管理及び河川環境の整備と保全に協力します。

個別目標Ⅱ．森林・農地の整備と保全

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、圏域の自然景観や風景、自然環境が気に入っているという意見が多く得られました。また、住民の関心が高い環境問題として「身近にある森や林などの緑や、自然の風景の減少（遊休農地や山林の荒廃等、原野化等）」を多くの方が選択されたことから、圏域内において農林業を通じて形成されてきた里山的自然環境の保全と活用が求められます。
- 埼玉県にある森林のうち、約6割を占める圏域の森林を整備し、温室効果ガスの吸収量の向上を目指す必要があります。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①森林の整備と保全	計画的な下草刈りや間伐などの整備に努め、森林の適切な維持管理を図ります。
	整備した森林の面積や樹種、樹齢などを把握し、温室効果ガス吸収源の確保に努めます。
	圏域の景観資源として良好な緑地の維持に努めます。
	公共施設の屋上や壁面の緑化に努めます。
②農地の保全と活用	遊休農地や耕作放棄地の利活用を推進します。
	環境保全型農業の支援に努めます。
	農地の集積・集約を推進します。
	農道や農業用水路などの適切な維持管理に努めます。
	新規就農者を支援し、担い手の確保を図ります。
	農業体験イベントの開催に努めます。
	秩父地域鳥獣害対策協議会による事業を推進し、被害の削減に努めます。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 体験型の森林環境教育に参加・協力します。
- 遊休農地を活用した事業に参加・協力します。
- 農林産物の地産地消を推進します。

事業者の取組

- 事業所の敷地内の緑の創出と保全に努めます。
- 遊休農地を活用した事業に参加・協力します。

個別目標Ⅲ. 生物多様性の保全

(1) 課題

- 圏域における、現在の動植物の生息・生育状況の情報が不足していることから、動植物の生息・生育調査を実施し現状を把握することが求められます。
- 様々な視点で生物多様性の保全に取り組み、適切な保全措置を講じる必要があります。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①動植物の生息・生育環境の保全	圏域の生態系の現状を把握するため、動植物の現地調査を必要に応じて行います。
	生物多様性の保全を推進する住民活動団体などを支援します。
	生物多様性の普及啓発を図り、観察会などの自然と触れ合うイベントを開催します。
	エコロジカルネットワークの形成に努めます。
②外来生物対策の推進	外来生物に関する情報の周知に努めます。
	外来生物の防除対策を促進します。
	外来種被害予防三原則（「入れない」「捨てない」「拡げない」）の意識啓発を図ります。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 行政や住民団体が主催する観察会などの自然体験イベントに積極的に参加します。
- 自宅で飼っているペットは、最期まで責任を持ち、適切な方法で飼育します。

事業者の取組

- 事業所の敷地内や周辺環境で生物多様性の保全に取り組みます。
- 土地の開発の際は、生息・生育する動植物への影響を考慮した、適切な保全対策を行います。
- 行政や住民団体が主催する自然体験イベントを支援します。

環境目標4. 【生活環境】安全・安心で快適な環境が確保されたまち

個別目標Ⅰ. 景観美化の推進

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、不法投棄防止に対する意見が寄せられています。河川敷や森林等での景観を損なう不法投棄の防止や、良好な生活環境の維持が求められます。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①まちの美化の推進	土砂たい積・不法投棄への監視体制を強化し、防止対策を講じながら意識啓発を図ります。
	河川敷や主要施設の周辺等で清掃ボランティアを実施し、住民参加型の美化活動に取り組みます。
	圏域の豊かな自然や文化的特性を活かした景観の保全に努めます。
	空き家や空き地を適正管理し、利活用を促進します。
②文化的環境の保全	住民や観光客への文化財の周知に努めます。
	文化財とその周辺の環境保全に努めます。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 清掃ボランティアなどに積極的に参加します。
- 文化財とその周辺の環境保全に努めます。

事業者の取組

- 事業所周辺の環境美化に努めます。
- 文化財とその周辺の環境保全に努めます。

個別目標Ⅱ. 安全なまちづくりの推進

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、「道路などの整備」が10年前と比較してよくなったという回答が半数以上得られましたが、第1次計画の取組について「交通対策」が最も満足度が低く、最も今後の重要度が高いという結果が得られました。本計画でも、第1次計画の対策を継続、強化する必要があります。
- 前掲、「圏域の概況」で示したとおり、圏域の2021（令和3）年度における公害苦情報告件数は、大気汚染7件、騒音7件、悪臭3件、その他（不法投棄）が2件となっています。第1次計画策定時と比較し、報告件数の半減は達成されましたが、対策の継続が求められます。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①道路交通対策の推進	電車やバスなど公共交通機関の利用を促進します。
	道路の修繕や、拡幅工事の実施に努め、渋滞緩和への道路整備を推進します。
	住民からの情報収集に努めます。
②公害対策の推進	大気測定等の調査を継続し、規制基準の徹底と、適正な指導に努めます。
	主要道路に面する道路交通騒音調査を実施し、実態把握に努めます。
	公害に関する調査結果の情報提供を行います。
	日常生活における環境負荷の意識啓発を図ります。
	住民からの情報収集に努めます。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 道路の老朽化などの情報を行政へ報告します。
- 公害による近辺の環境の変化を行政へ報告します。
- 野外焼却や不適正な焼却炉による廃棄物の焼却はしません。

事業者の取組

- 近隣への騒音・振動や悪臭などの原因となる行為の防止に努め、公害が発生しないよう十分に配慮します。

環境目標5. 【環境教育・協働】各主体が連携し協働で目指す、持続可能なまち

個別目標Ⅰ. 環境保全に関する情報発信

(1) 課題

- 住民意識調査の結果から、第1次計画を知らなかったという回答が半数以上得られました。このことから、本計画の策定にあたり、計画の認知度の向上を図り、本計画の施策について周知することが重要といえます。

(2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①広報媒体の利活用の拡大	各市町のホームページやSNSなどを利用した環境情報の発信を行います。
②情報発信速度の加速	広報紙や環境年次報告書などによる環境情報の提供頻度を増やします。 環境活動団体の活動内容に関する情報発信を行います。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 各市町の環境保全活動に積極的に参加します。
- 本計画の進捗状況について意見を述べていきます。
- 環境保全への提言を積極的行います。

事業者の取組

- 住民に環境配慮に関する情報を提供します。
- 自社で取り組む環境に配慮した活動をPRします。
- 地域の環境保全活動に取り組み、その情報発信に努めます。

個別目標Ⅱ. 環境教育・環境学習の推進

(1) 課題

- 次世代を担う子どもたちの環境教育や体験の機会を創出し、環境に対する意識を高めていくことが求められます。
- 家庭と地域とが連携した環境学習の場が必要です。
- 環境学習施設を利用した、学習機会の提供が必要です。

（２）環境施策

施策名	具体的な取組
①環境学習の場の提供	小学校での環境学習出前授業等を引き続き実施するとともに、環境学習に関する企画を推進します。
②各主体の参画による活動の推進	環境ボランティア活動を推進します。 環境学習会や自然観察会などへの事業者協力を図ります。

〈環境配慮指針〉

住民の取組

- 環境学習や環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全への提言を積極的行います。
- 環境学習施設を積極的に利用します。

事業者の取組

- 行政が主催する環境学習や環境保全活動に協賛します。

第5章 重点プロジェクト

圏域が目指す環境像の実現に向けて、住民にとって身近な問題を解決すべき事業、早急に取り組むべき事業、また、施策を展開する中で横断的に取り組むべき事業を重点的な取組とし、次のとおり設定します。

重点取組 1 「脱炭素社会の実現を目指したまちづくり」

行政は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の全庁的・横断的な運用・推進によって、住民・事業者に対するイニシアチブを図ることができるとともに、地域レジリエンスの向上などの効果も期待できます。住民及び事業者は本計画に内包された第2次区域施策編の「省エネルギー対策」及び「再生可能エネルギー設備の導入」等を推進することで、圏域の温室効果ガスの削減目標の達成を目指します。

また、圏域の特性である広大な森林の適切な維持・管理により、温室効果ガス吸収源を確保し、CO₂の「排出量＝吸収量」によるカーボンニュートラルの達成に向けた取組を推進します。

【地球環境】Ⅰ－② 再生可能エネルギーの利用推進

項目	令和3年度	令和14年度
	実績	目標
行政施設における新エネルギー発電件数	30 件	47 件
住宅用新エネルギー設備設置費の年間補助導入件数累計	1,171 件	増加
住宅用新エネルギー設備設置補助金交付予定件数に対する交付率	20 %	100 %

※本計画では「新エネルギー」と「再生可能エネルギー」は同義としています。

【地球環境】Ⅰ－③ 温室効果ガス排出量の削減と吸収源の確保

項目	令和3年度	令和14年度
	実績	目標
温室効果ガス吸収源対策が行われている森林面積	63,363 ha	増加

重点取組２「持続可能かつ安全・安心な住みよいまちづくり」

私たちの日常生活や事業活動によって生じるごみ問題は、最も身近な問題のようで、最も実態を認識しづらい問題ともいえます。圏域では、ごみ袋の有料化によりごみの減量化やリサイクルの推進等を図ってきましたが、前掲「第２章 3. 第１次計画の進捗状況」に示すとおり、第１次計画の策定時と比較して、住民一人１日当りのごみの排出量は増加しています。この現状を住民一人ひとりが認識し、不法投棄を含むごみの排出量の削減に努めます。

また、第１次計画で達成されなかった項目及び今後も重点的な取組を推進する必要がある項目は第１次計画から引き継ぎ、より住みよいまちづくりに貢献できるよう努めます。

【資源循環】Ⅰ－① 3R+Renewable の推進、Ⅱ－① プラスチックごみの削減

項目	令和３年度	令和１４年度
	実績	目標
リサイクル率	11 %	24 %
ごみの排出量（一人１日当り）	932 g	829 g

【自然環境】Ⅱ－① 森林の整備と保全、Ⅱ－② 農地の保全と活用

項目	令和３年度	令和１４年度
	実績	目標
森林の鳥獣害対策実施面積累計	2,204 ha	10 %増
年間新規就農者数	15 人	増加
担い手等への農地利用集積面積	341.8 ha	増加

【生活環境】Ⅱ－② 公害対策の推進

項目	令和３年度	令和１４年度
	実績	目標
年間苦情受理件数	19 件	減少
二酸化窒素濃度	0.014 ppm	維持
河川の BOD 数値	0.58 mg/L	維持

【環境教育・協働】Ⅱ－② 各主体の参画による活動の推進

項目	令和３年度	令和１４年度
	実績	目標
埼玉県川の国応援団登録数	43 団体	50 団体

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 各主体の協働

本計画の推進には、行政だけではなく、三者（住民・事業者・行政）が日常生活や事業活動における環境の保全等に関する行動を積極的に進める必要があります。また、各主体が協力しながら環境保全活動を推進し、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流などの連携・協働を進めていきます。

(2) 推進体制

本計画の確実な運用を図るため、1市4町で構成する次の組織による推進体制を強化・充実するとともに、引き続き各組織の役割を果たせるように努めていきます。

◆ ちちぶ圏域環境委員会

- 各市町の長から推薦された住民または事業者で委嘱する者及びその他「ちちぶ定住自立圏推進委員会会長」が必要と認め委嘱する者をもって組織します。
- 「ちちぶ環境基本計画」の策定を行うとともに、ちちぶ圏域環境委員会幹事会から、計画の進捗状況や達成状況について報告を受け評価し、その後の方向性等を助言します。

◆ ちちぶ圏域環境委員会幹事会

- 各市町の環境分野担当部課長をもって組織します。
- 環境ワーキンググループから報告を受けた1市4町の環境施策の実施状況等を取りまとめ、ちちぶ圏域環境委員会へ報告します。
- ちちぶ圏域環境委員会からの意見を反映し、更なる計画の推進に努めます。

◆ ちちぶ定住自立圏構想環境ワーキンググループ

- 各市町の環境分野担当者をもって組織します。
- 本計画の進行管理や取りまとめ等を行います。
- 庁内関係各課における環境に関する施策の積極的な推進について調整し、その後の達成状況について報告を受けます。
- 庁内関係各課から受けた報告を取りまとめ、ちちぶ圏域環境委員会幹事会へ報告します。

◆ 庁内関係各課（各市町個別で設置）

- 環境ワーキンググループによる調整のもとで、環境に関する施策を積極的に推進します。
- 本計画の達成状況を整理し、結果について環境ワーキンググループに報告します。
- 本計画に示した住民及び事業者が行う環境保全に関する取組を支援します。
- 住民、事業者及び行政の連携による取組の推進にあたります。

2. 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、進行管理にあたっては「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」の PDCA サイクルに則り、実施します。

また、本計画の進行状況や達成状況について、「ちちぶ圏域環境委員会幹事会」から「ちちぶ圏域環境委員会」に報告を行います。「ちちぶ圏域環境委員会」からの意見を反映することにより、更なる計画の推進に結び付けます。

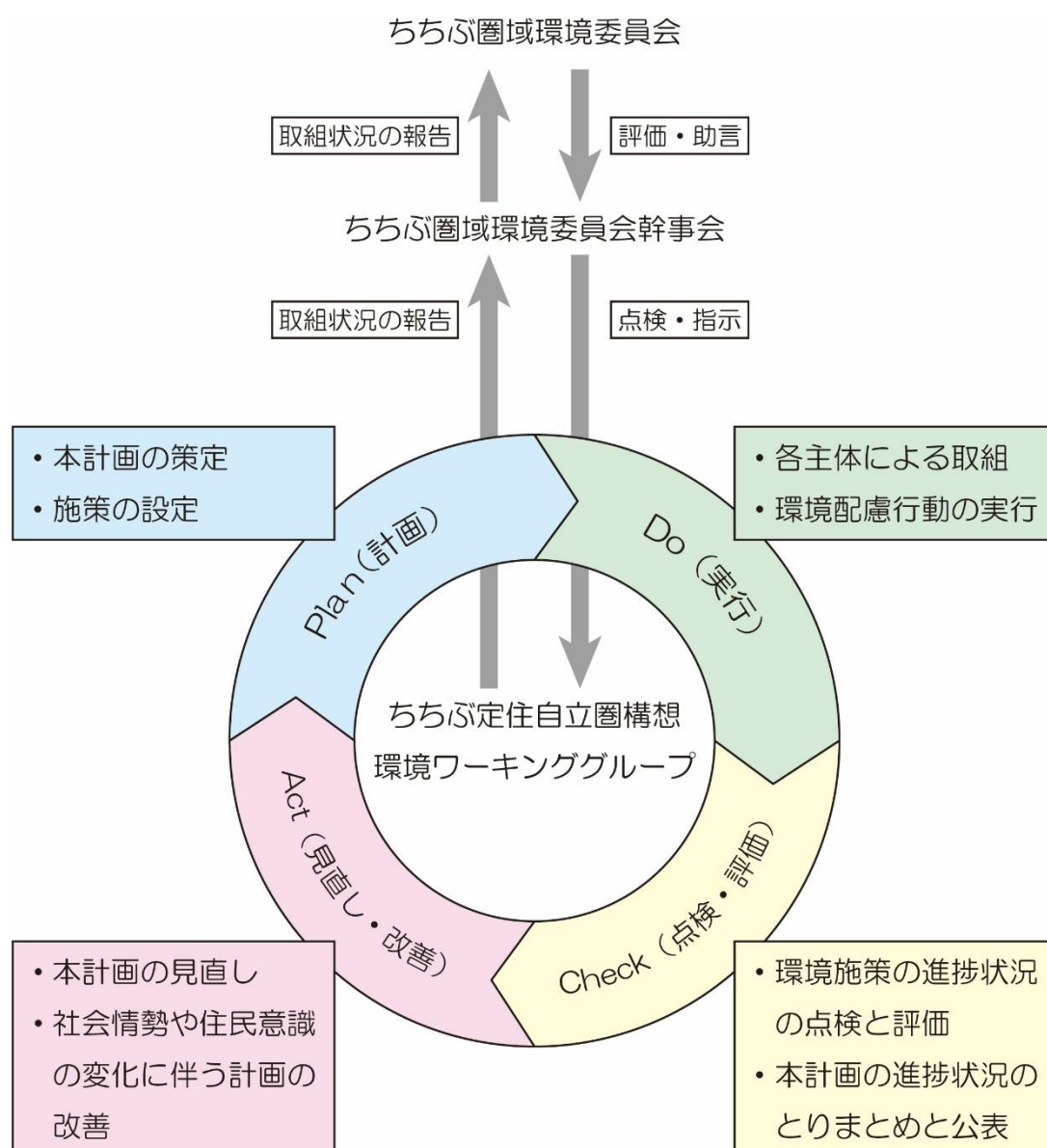


図 6-1) PDCA サイクルによる進行管理イメージ

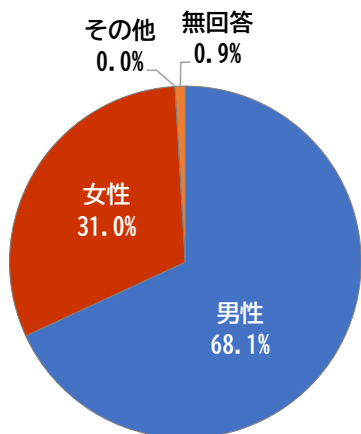
資料編

- 資料1 住民意識調査結果の概要
- 資料2 第2次ちちぶ環境基本計画策定までの経緯
- 資料3 ちちぶ圏域環境委員会等 名簿
- 資料4 用語集

資料1 住民意識調査結果の概要

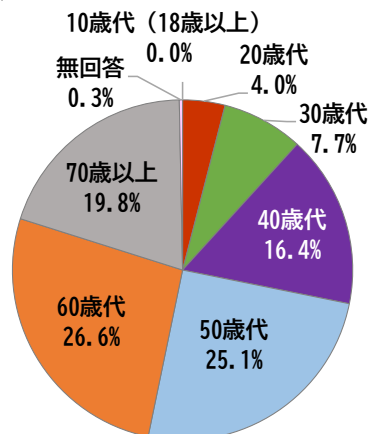
1. あなたご自身のことについてお伺いします。

(1) 性別



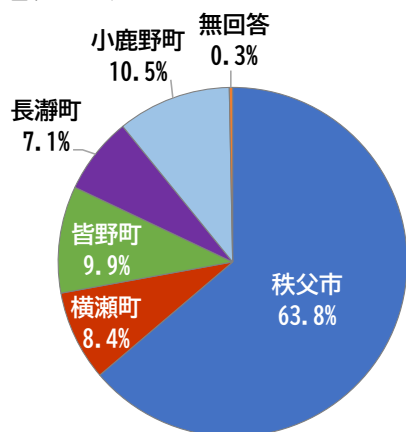
(回答数：323人)

(2) 年齢



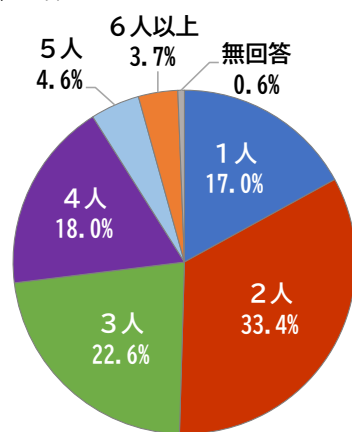
(回答数：323人)

(3) 居住地域



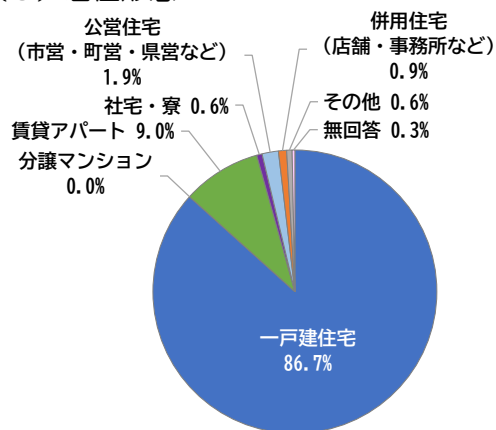
(回答数：323人)

(4) 世帯人数



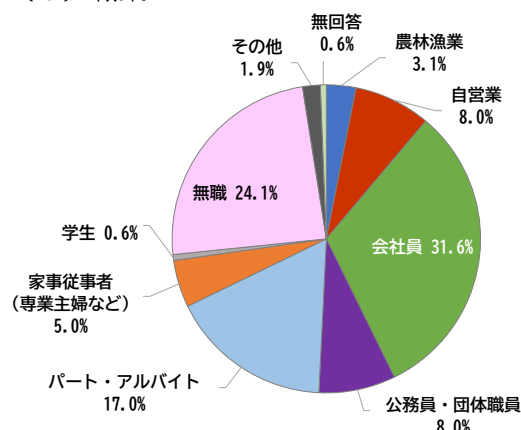
(回答数：323人)

(5) 居住形態



(回答数：323人)

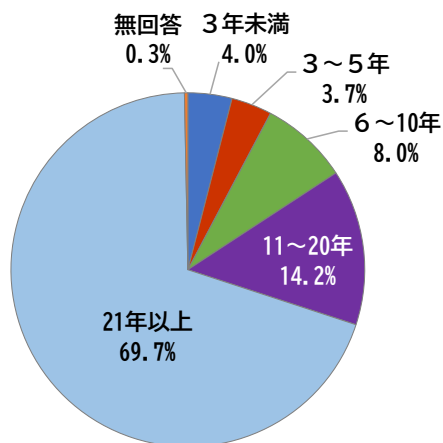
(6) 職業



(回答数：323人)

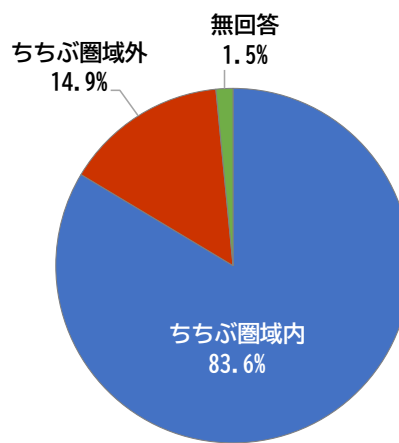
※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも100%になりません。

(7) 地域居住年数



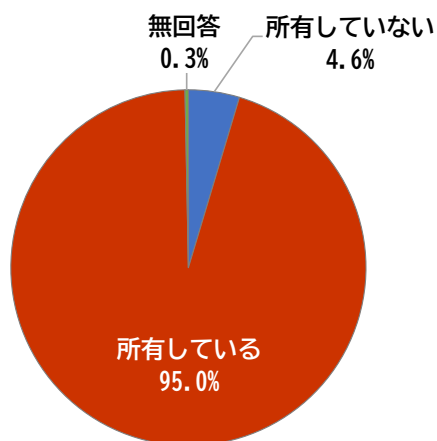
(回答数：323人)

(8) 日中活動している主な場所



(回答数：323人)

(9) 車の所有（世帯所有含む）



(回答数：323人)

【所有している台数】

車種	台数	1台	2台	3台	4台以上	無回答	回答者数	非該当	合計
ガソリン車		107人	117人	42人	15人	26人	307人	16人	323人
ディーゼル車		12人	2人	0人	0人	293人	307人	16人	323人
ハイブリッド車（HV）		52人	4人	1人	0人	250人	307人	16人	323人
電気自動車（EV）		3人	0人	0人	0人	304人	307人	16人	323人
その他		1人	0人	0人	0人	306人	307人	16人	323人

【車の使用年数】

車種	使用年数	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	無回答	回答者数	非該当	合計
ガソリン車		4人	42人	108人	92人	19人	16人	281人	42人	323人
ディーゼル車		0人	4人	7人	1人	1人	1人	14人	309人	323人
ハイブリッド車（HV）		0人	26人	23人	3人	0人	5人	57人	266人	323人
電気自動車（EV）		0人	3人	0人	0人	0人	0人	3人	320人	323人
その他		0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	322人	323人

※所有している車両が2台以上の場合は、使用年数が長いものを記入しています。

【その他の回答例】

- 大型バイク（1台/6年）

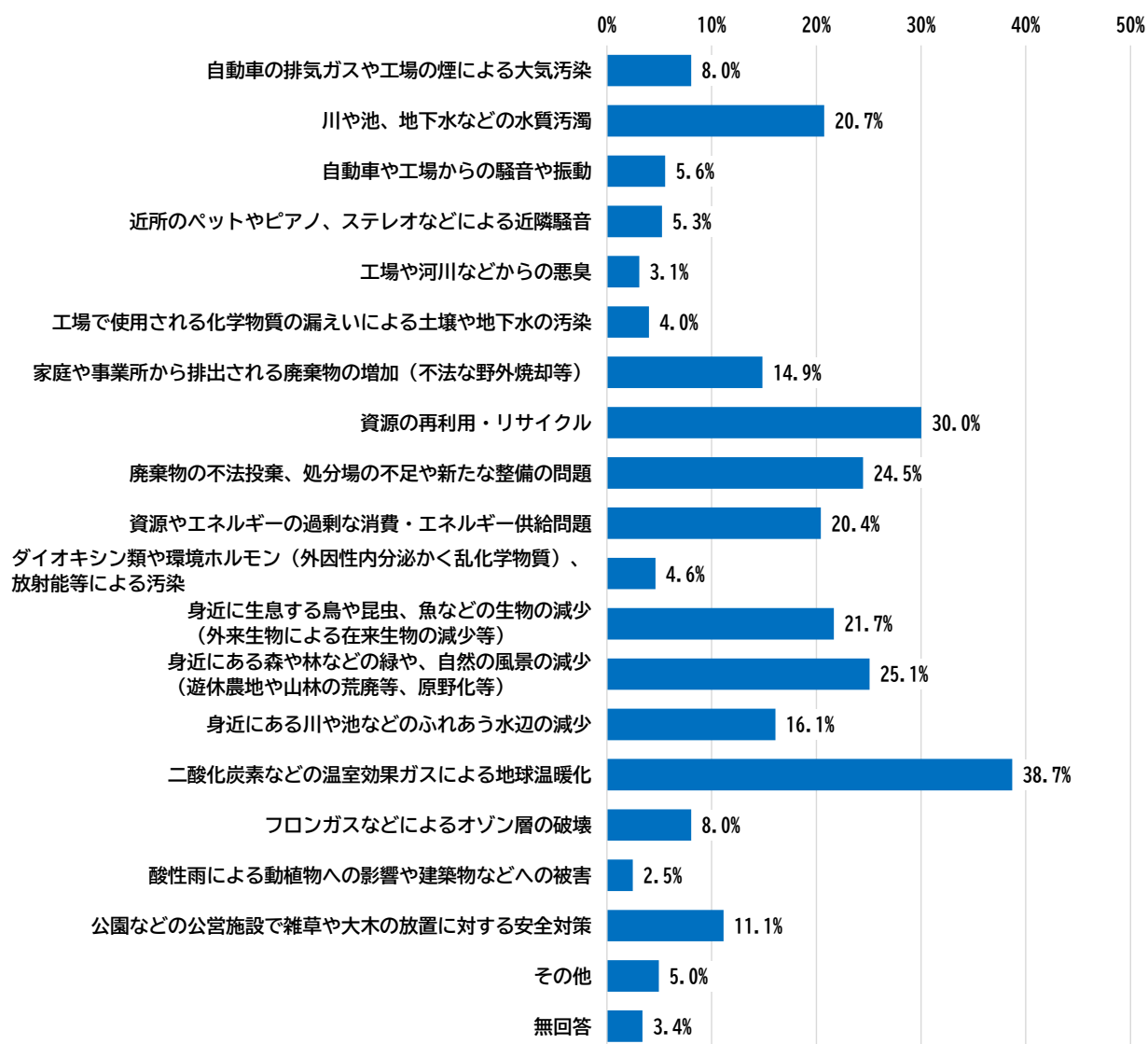
※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも100%になりません。

2. ちちぶ圏域の環境で感じていることについてお伺いします。

問1. あなたが特に関心の深い（問題意識が高い）環境問題はどれですか。

次の項目のうち、あてはまるものを3つまで選び、○をつけてください。

特に関心の深い（問題意識が高い）環境問題では、「二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化」が38.7%と最も多く、次いで「資源の再利用・リサイクル」が30.0%、「身近にある森や林などの緑や、自然の風景の減少（遊休農地や山林の荒廃等、原野化等）」が25.1%となっています。



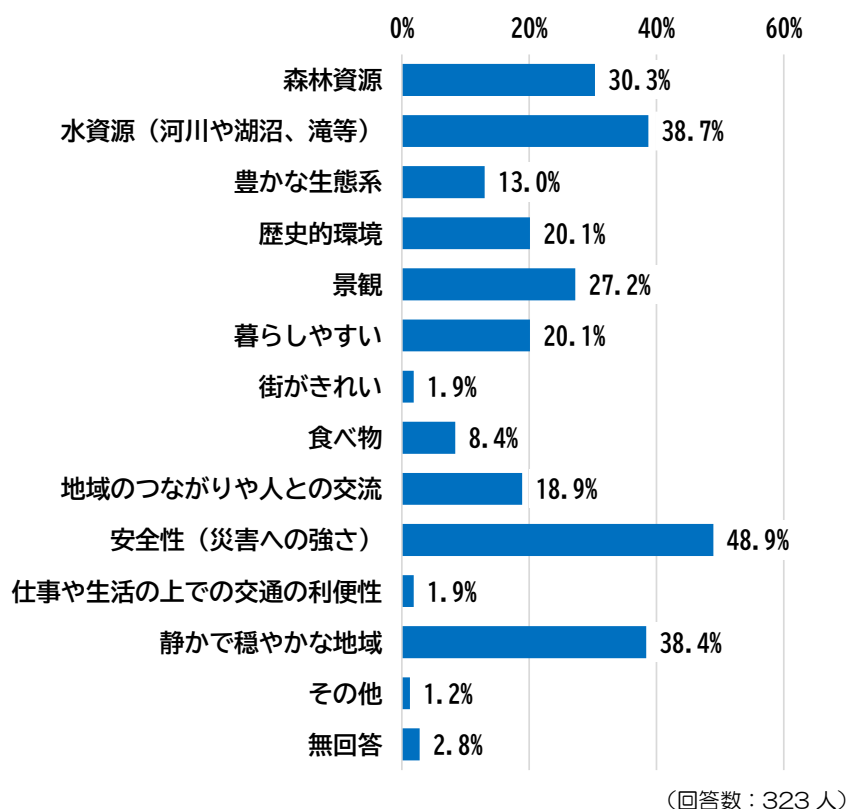
（回答数：323人）

【その他の回答例】

- 暖炉の煙や近所の人ゴミを燃やす臭い
- 動物（猿や鹿等）による作物への被害
- インフラの整備
- 「公園などの公営施設で雑草や大木の放置に対する安全対策」において清掃されていない
- 農薬による人体、虫、魚への影響
- 空き家、空き地の管理
- 林道への家電製品の不法投棄

問2. ちちぶ圏域に暮らしながら、どのようなところに“秩父ならではの”魅力を感じますか。
次の項目のうち、あてはまるものを3つまで選び、○をつけてください。

“秩父ならではの”を感じる魅力では、「安全性（災害への強さ）」が48.9%と最も多く、次いで「水資源（河川や湖沼、滝等）」が38.7%、「静かで穏やかな地域」が38.4%となっています。



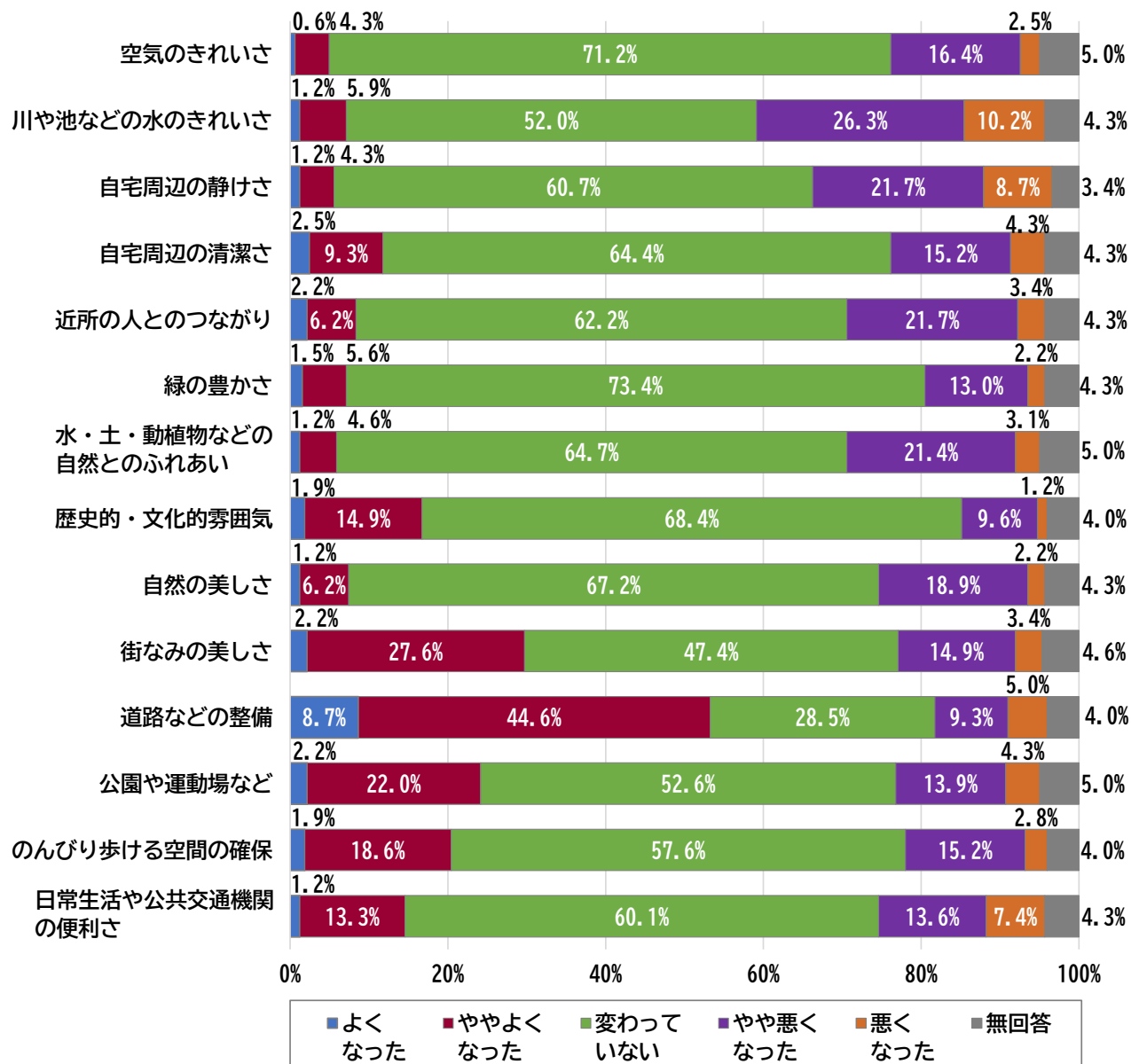
【その他の回答例】

- 何の魅力もない
- 輩出芸能人の多さ
- 祭などの環境資源の多さ

問3. 現在お住まいの地域の環境が、10 年前と比べてどのように変化したかについて、①～⑭の項目ごとにあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。
 ※居住 10 年未満の場合は住み始めと比較した変化についてお答えください。

現在住んでいる地域の環境が、10 年前と比べてどのように変化したかでは、「よくなった」「ややよくなった」を合わせた『よくなった』という回答では、「道路などの整備」が最も多く、次いで「街なみの美しさ」、「公園や運動場など」となっています。

一方で、「やや悪くなった」「悪くなった」を合わせた『悪くなった』という回答では、「川や池などの水のきれいさ」が最も多く、次いで「自宅周辺の静けさ」、「近所の人とのつながり」となっています。

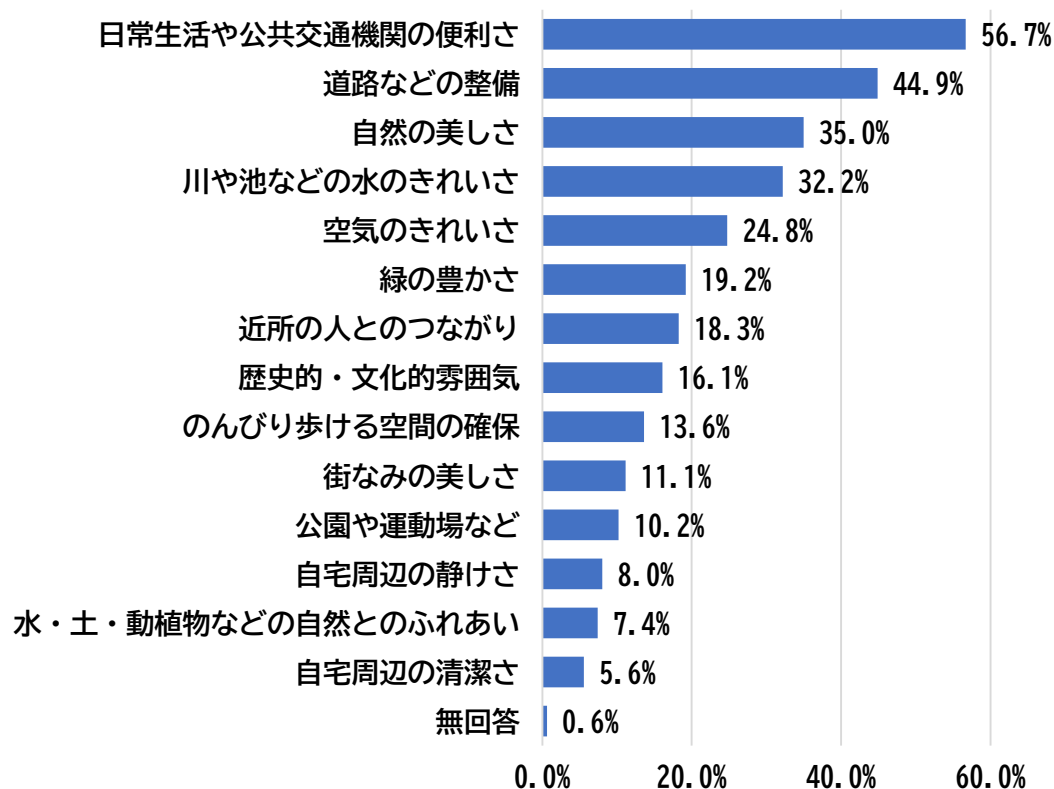


(回答数：323 人)

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも 100% になりません。

問4. 問3の①～⑭の項目のうち、将来のちちぶ圏域に望む姿として、特に重要だと思うものを3つ選び、その番号を回答欄に記入してください。

将来のちちぶ圏域に望む姿として、特に重要だと思うものでは、「日常生活や公共交通機関の便利さ」が56.7%と最も多く、次いで「道路などの整備」が44.9%、「自然の美しさ」が35.0%となっています。

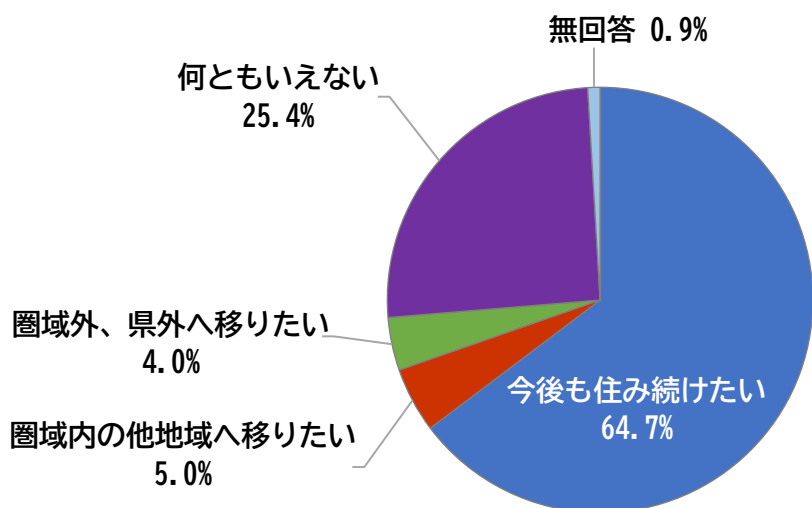


(回答数：323人)

問5. あなたは、現在お住まいの地域に今後も住み続けたいですか。あなたのお考えに近いものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

現在住んでいる地域に今後も住み続けたいと思うかでは、「今後も住み続けたい」が64.7%と最も多くなっています。

また、「何ともいえない」が25.4%となっています。



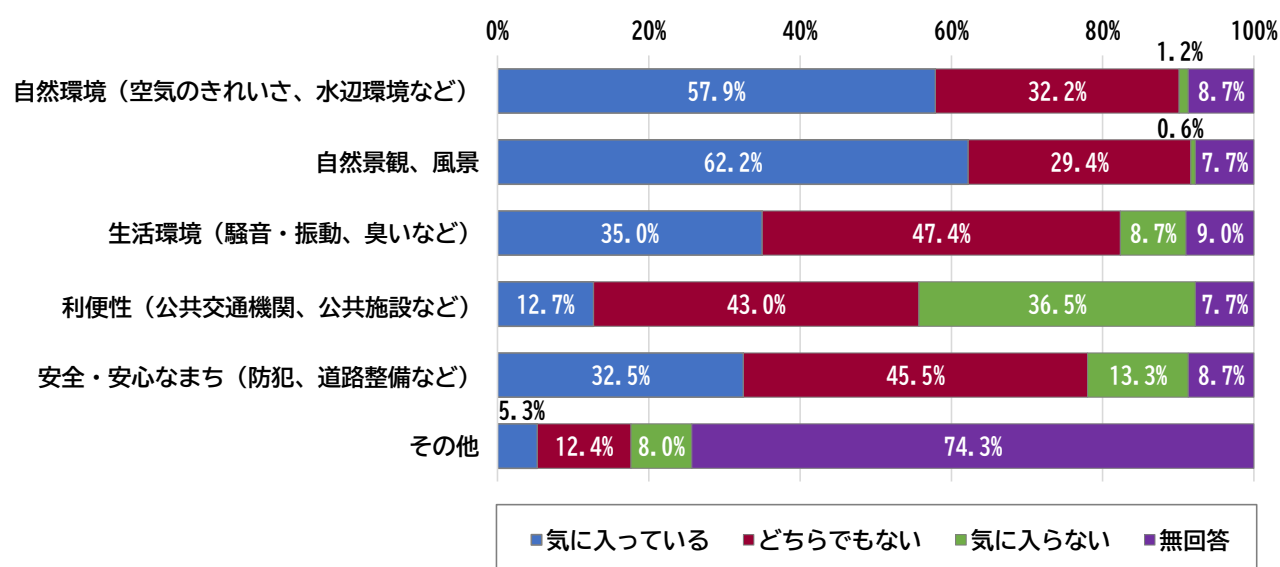
(回答数：323人)

問6. 問5でお答えいただいた理由について、①～⑥の項目ごとにあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

現在住んでいる地域に対しての考え方の理由では、「気に入っている」の回答では、「自然景観、風景」が最も多く、次いで「自然環境（空気のきれいさ、水辺環境など）」となっています。

一方で、「気に入らない」の回答では、「利便性（公共交通機関、公共施設など）」が最も多く、次いで「安全・安心なまち（防犯、道路整備など）」となっています。

「どちらでもない」の回答では、「生活環境（騒音・振動、臭いなど）」が最も多くとなっています。



(回答数：323人)

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも100%になりません。

【その他の回答例】

■気に入っている

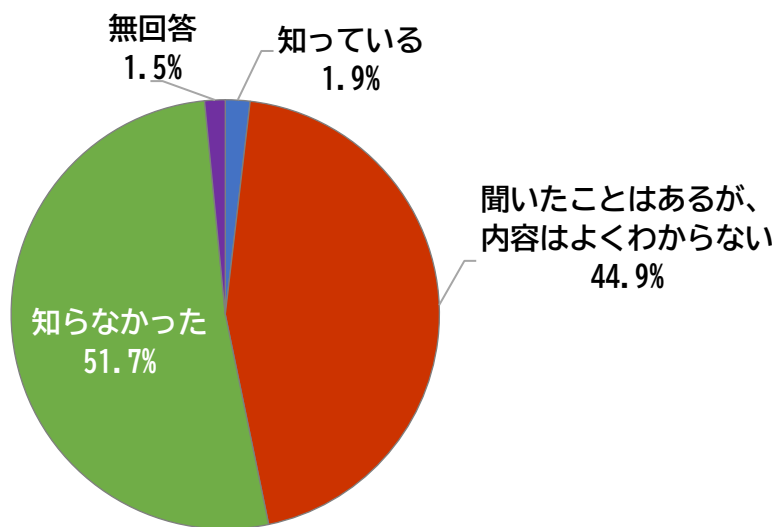
- 先祖伝来の土地（含墓地）
- お店にもよるが物価が比較的安い
- 近所の人とのつながり
- 文化、祭り
- 子育て環境
- 地震等の自然災害に強い

■気に入らない

- 観光シーズンにおける道路の渋滞
- 下水道の整備
- 人口減少による過疎化
- 医療・病院
- 排他的雰囲気
- 子供が自分たちで行って遊べる公園がほぼない
- 河川でのごみ問題
- 空き家、空き地などの放置

問7. あなたは、ちちぶ環境基本計画についてご存じですか。次のうち、あてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

ちちぶ環境基本計画を知っているかでは、「知っている」が 1.9%、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が 44.9%、「知らなかった」が 51.7%となっています。



(回答数：323人)

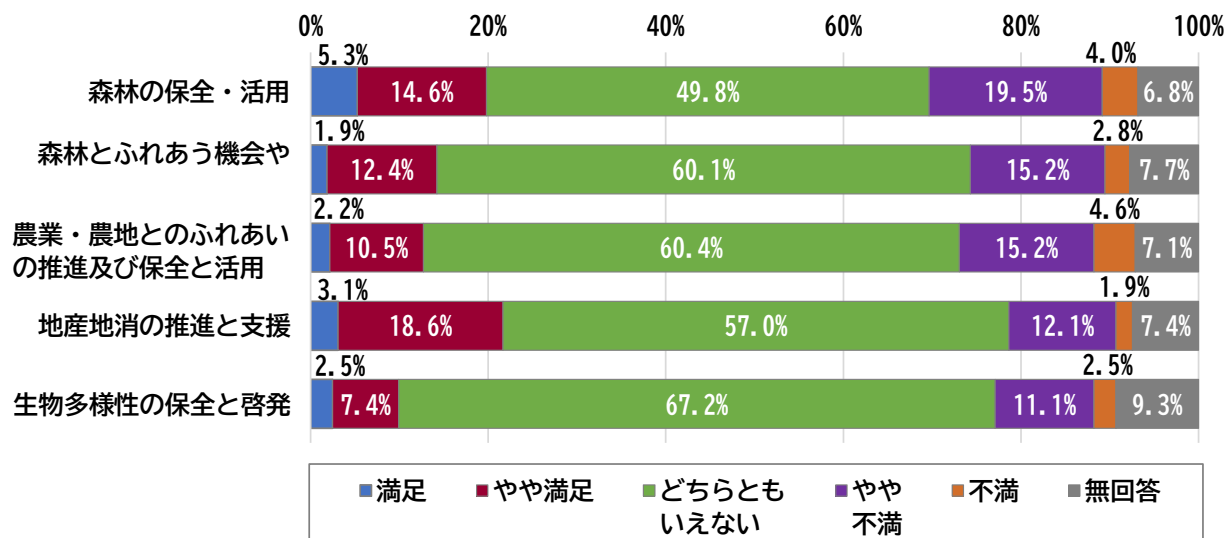
問8. ちちぶ環境基本計画では、「豊かな自然を守り、多様な生きものが共生するまち」、「澄んだ空気と水に恵まれた安心で健康な暮らしができるまち」、「循環型社会が進み、歴史文化が薫るまち」、「地域資源を活用した持続可能な低炭素なまち」、「パートナーシップで進める、誰もが参加したくなる環境活動の盛んなまち」の5つの基本目標を設定しています。そこで、圏域で実施されている次の取組（各項目）について、満足度からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。また、その取組について、今後の重要度からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

【豊かな自然を守り、多様な生きものが共生するまち】

満足度

【豊かな自然を守り、多様な生きものが共生するまち】への取組の満足度について、「満足」「やや満足」を合わせた『満足』（以下同様）という回答では、「地産地消の推進と支援」が最も多くなっています。

一方、「地産地消の推進と支援」以外では、「やや不満」「不満」を合わせた『不満』（以下同様）という回答が『満足』を上回っています。

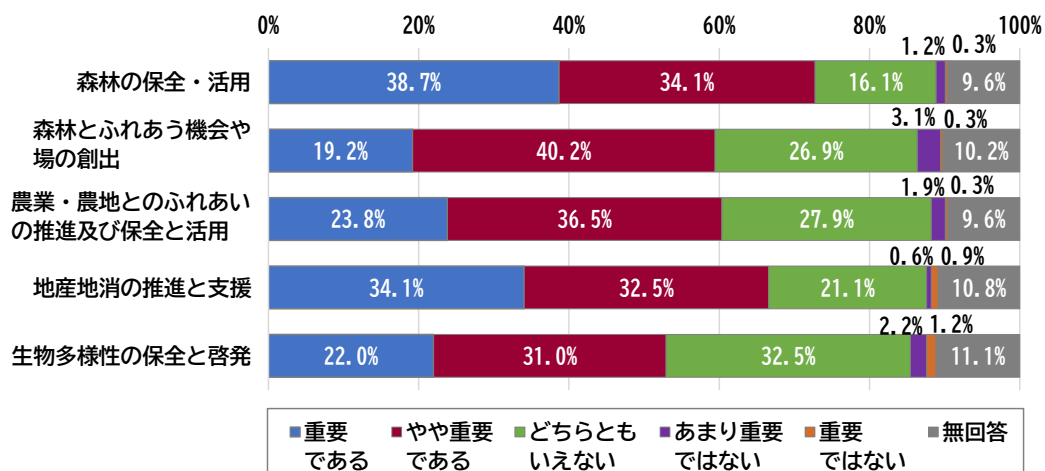


(回答数：323人)

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも100%になりません。

重要度

【豊かな自然を守り、多様な生きものが共生するまち】への取組の重要度について、「重要である」「やや重要である」を合わせた『重要である』（以下同様）という回答では、「森林の保全・活用」が最も多く、次いで「地産地消の推進と支援」、「農業・農地とのふれあいの推進及び保全と活用」となっています。



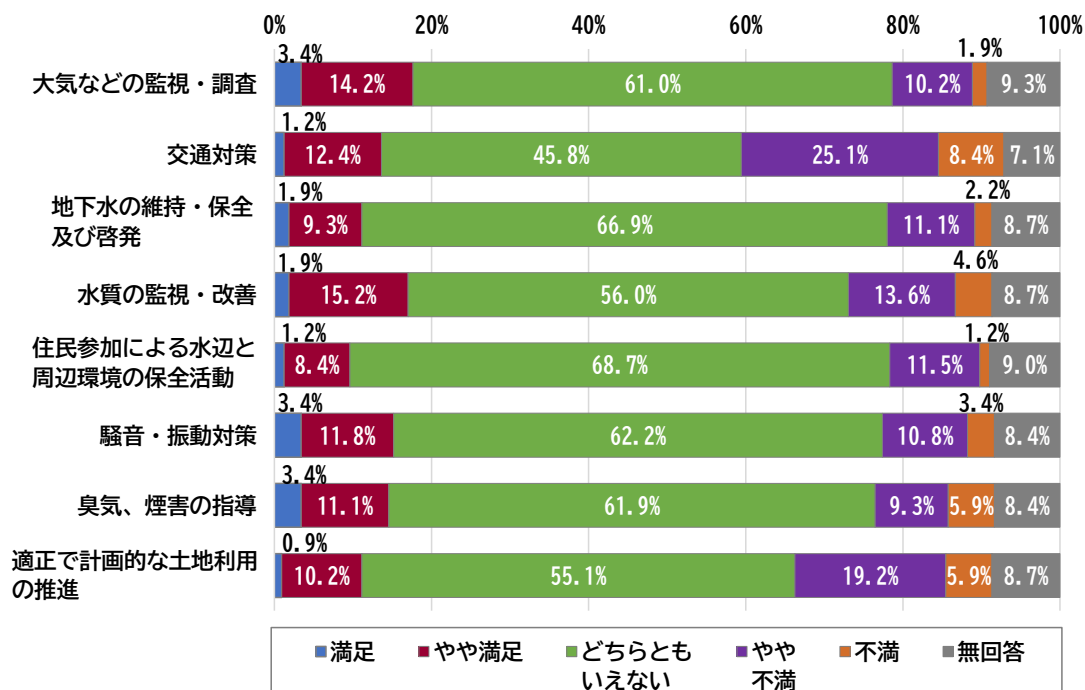
(回答数：323人)

【澄んだ空気と水に恵まれた安心で健康な暮らしができるまち】

満足度

【澄んだ空気と水に恵まれた安心で健康な暮らしができるまち】への取組の満足度について、『満足』という回答では、「大気などの監視・調査」が最も多くなっています。

一方、「大気などの監視・調査」及び「騒音・振動対策」以外では、『不満』という回答が『満足』を上回っています。

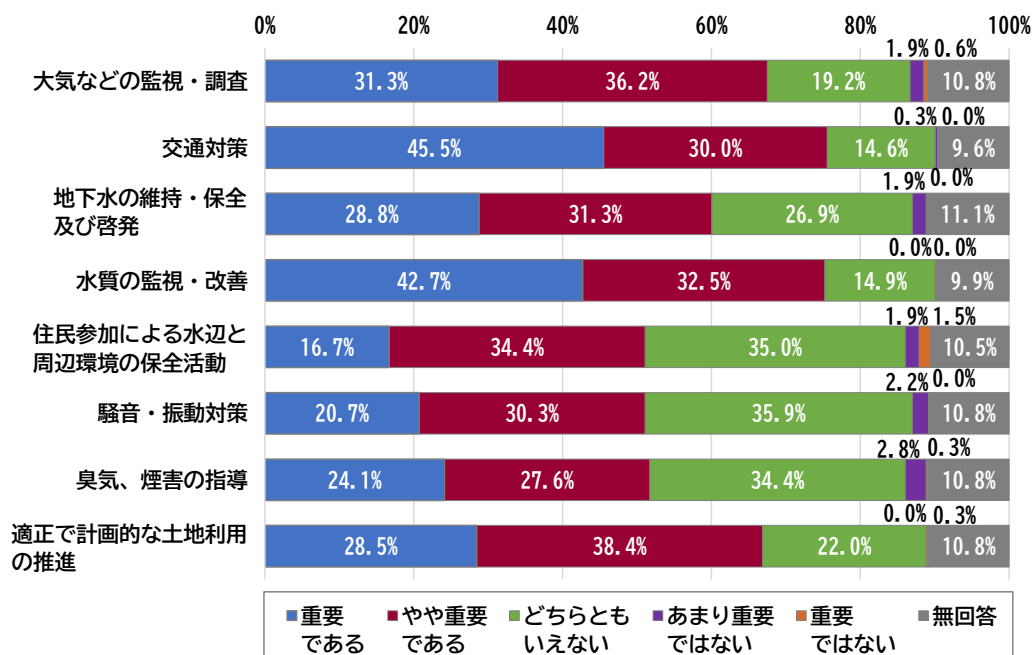


(回答数：323人)

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも100%になりません。

重要度

【澄んだ空気と水に恵まれた安心で健康な暮らしができるまち】への取組の重要度について、『重要である』という回答では、「交通対策」が最も多く、次いで「水質の監視・改善」「大気などの監視・調査」となっています。



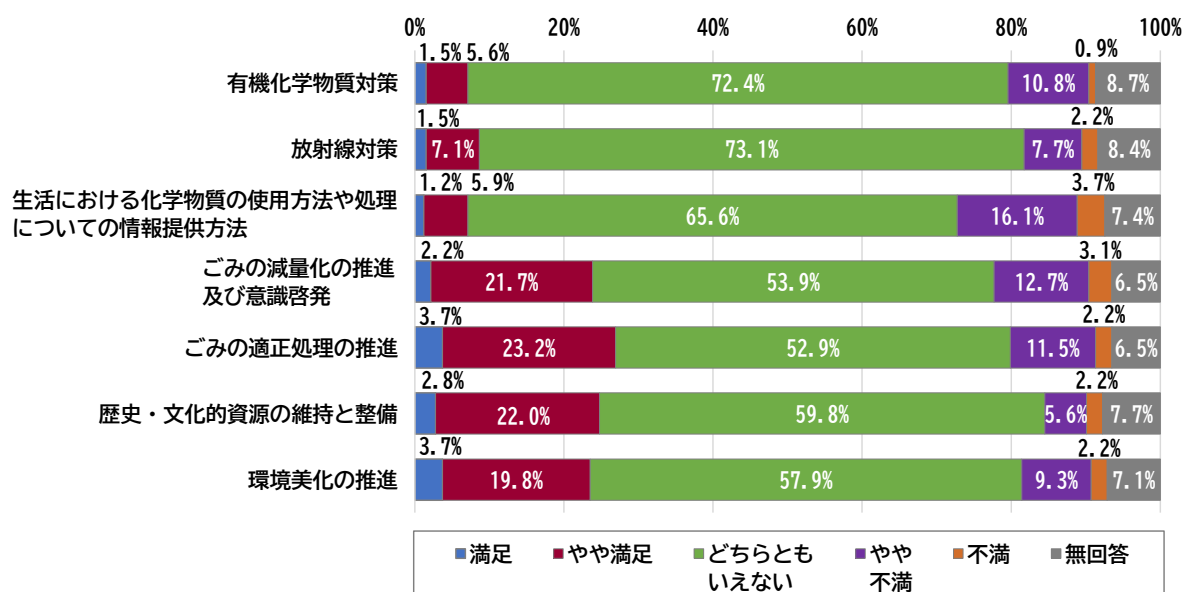
(回答数：323人)

【循環型社会が進み、歴史文化が薫るまち】

満足度

【循環型社会が進み、歴史的な文化が薫るまち】への取組の満足度について、『満足』という回答では、「ごみの適正処理の推進」が最も多くなっています。

一方、「有機化学物質対策」「放射線対策」及び「生活における化学物質の使用法や処理方法についての情報提供」では、『不満』という回答が『満足』を上回っています。

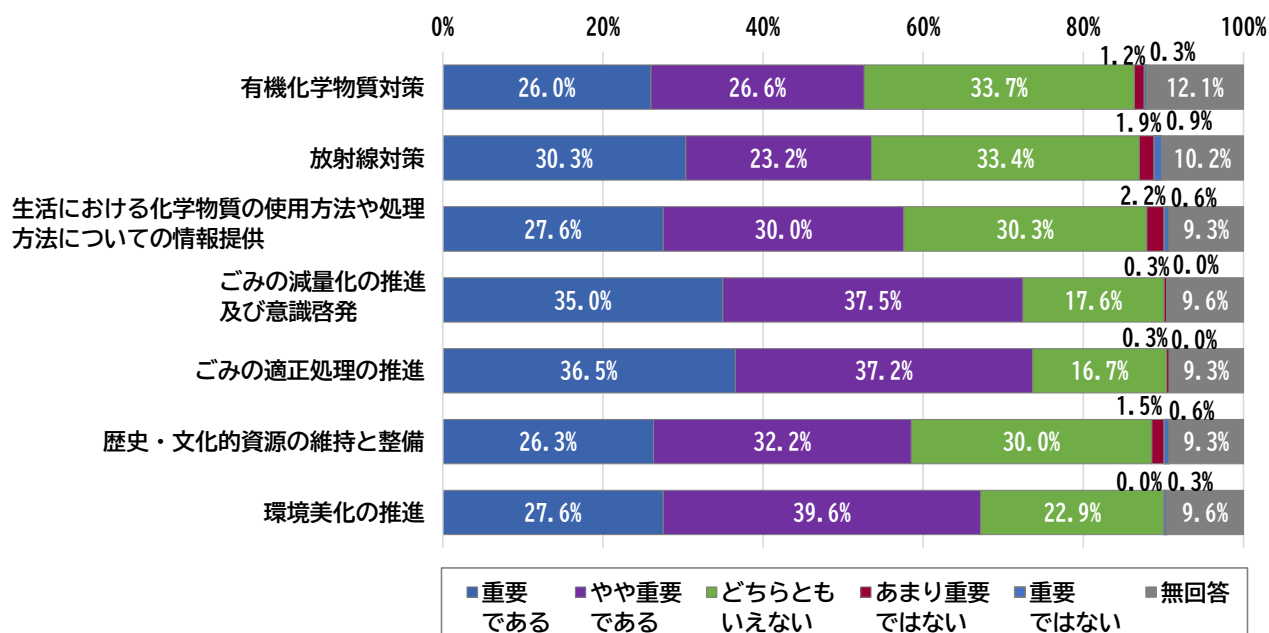


(回答数：323人)

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも100%になりません。

重要度

【循環型社会が進み、歴史文化が薫るまち】への取組の重要度について、『重要である』という回答では、「ごみの適正処理の推進」が最も多く、次いで「ごみの減量化の推進及び意識啓発」、「環境美化の推進」となっています。



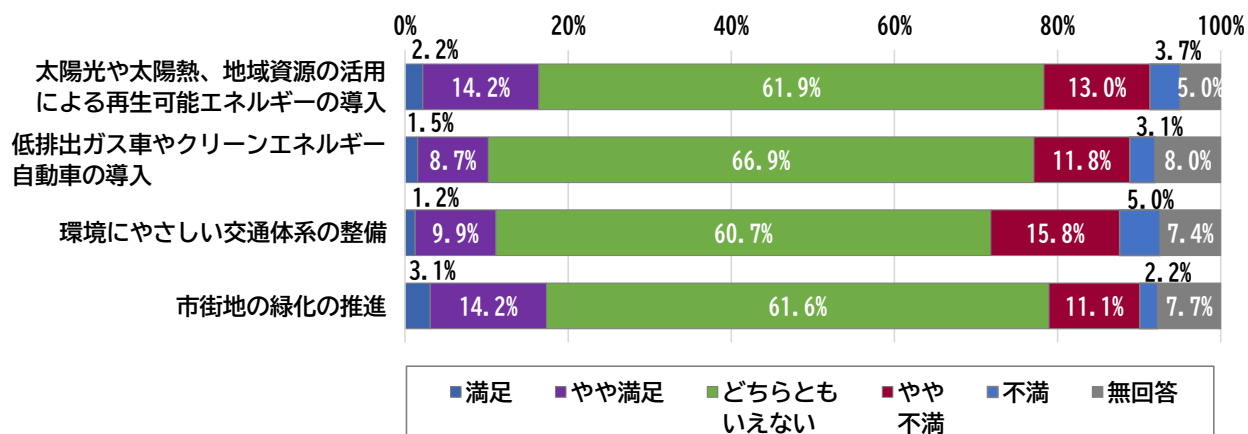
(回答数：323人)

【地域資源を活用した持続可能な低炭素なまち】

満足度

【地域資源を活用した持続可能な低炭素なまち】への取組の満足度について、『満足』という回答では、「市街地の緑化の推進」が最も多くなっています。

一方、「市街地の緑化の推進」以外では、『不満』という回答が『満足』を上回っています。

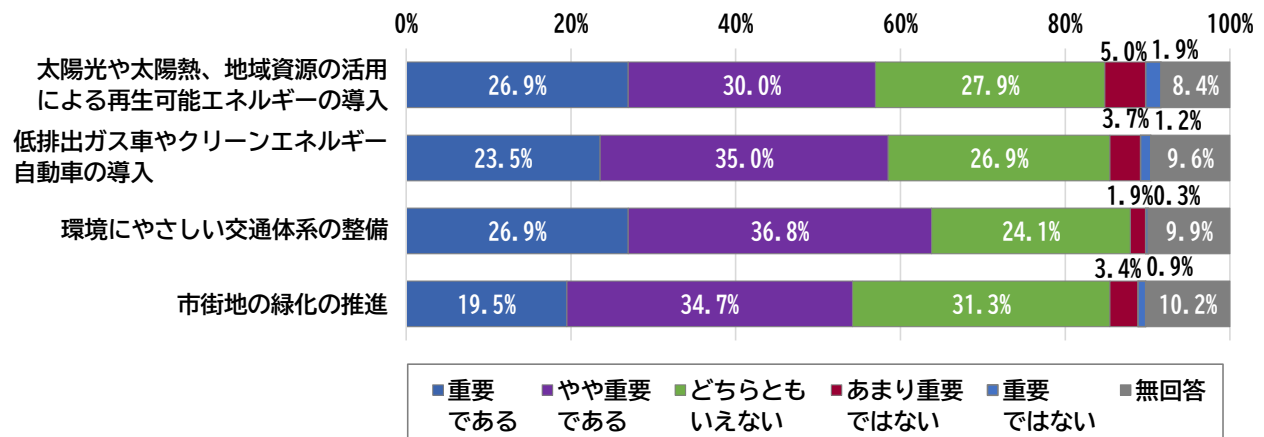


(回答数：323人)

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも100%になりません。

重要度

【地域資源を活用した持続可能な低炭素なまち】への取組の重要度について、『重要である』という回答では、「環境にやさしい交通体系の整備」が最も多く、次いで「低排出ガス車やクリーンエネルギー自動車の導入」「太陽光や太陽熱、地域資源の活用による再生可能エネルギーの導入」となっています。



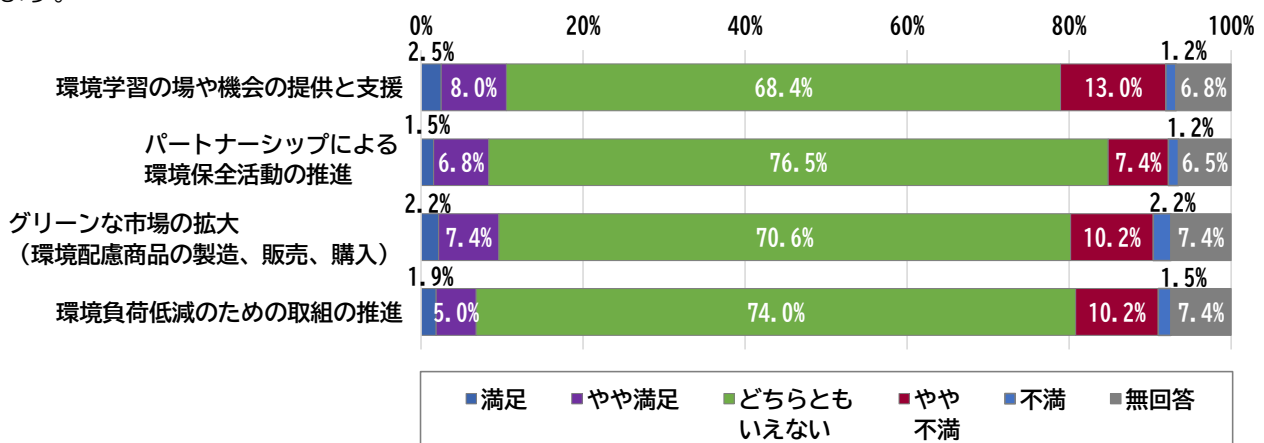
(回答数：323人)

【パートナーシップで進める、誰もが参加したくなる環境活動の盛んなまち】

満足度

【パートナーシップで進める、誰もが参加したくなる環境活動の盛んなまち】への取組の満足度について、全体的に「どちらともいえない」という回答が、最も多くなっています。

また、『満足』、『不満』という回答共に「環境学習の場や機会の提供と支援」が最も多くなっています。

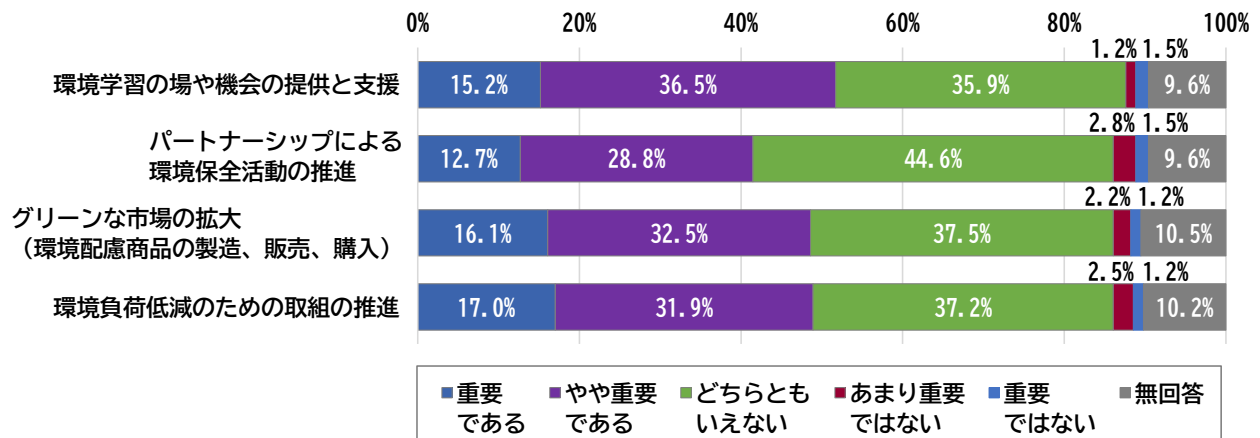


(回答数：323人)

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも100%になりません。

重要度

【パートナーシップで進める、誰もが参加したくなる環境活動の盛んなまち】への取組の重要度について、『重要である』という回答では、「環境学習の場や機会の提供と支援」が最も多く、次いで「環境負荷低減のための取組の推進」、「グリーンな市場の拡大（環境配慮商品の製造、販売、購入）」となっています。

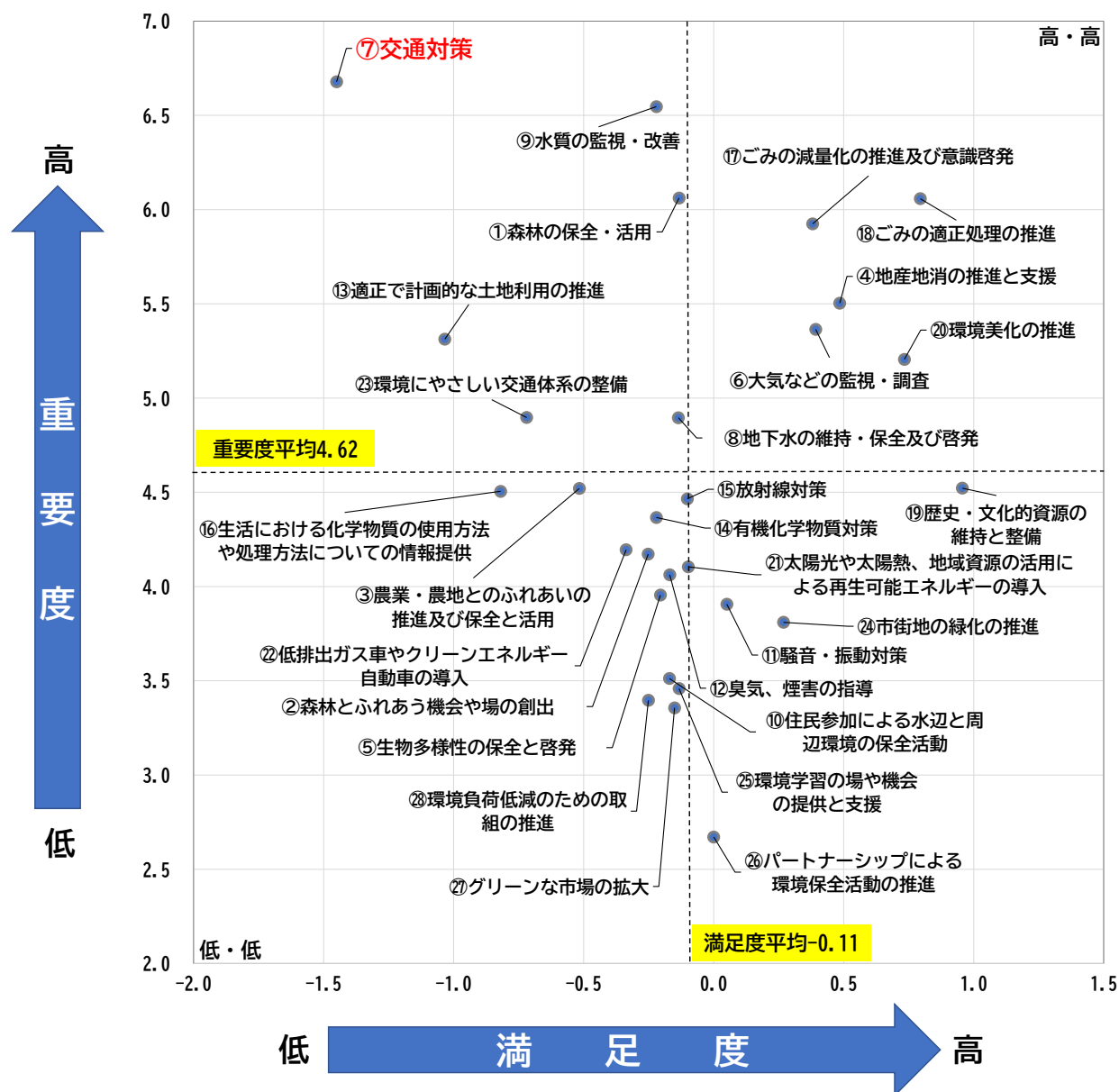


(回答数：323 人)

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも 100% になりません。

【重要度・満足度の加重平均】

問8に記載の各項目①から⑳までの重要度と満足度について、次に示す回答ごとに配分された点数（ウェイト）を各回答の割合に掛けて合計した加重平均で比較したところ、特に圏域の課題と考えられる「重要度が高く満足度が低い」項目は、「⑦交通対策」となりました。



加重平均

重要・満足：10点

やや重要・やや満足：5点

どちらともいえない：0点

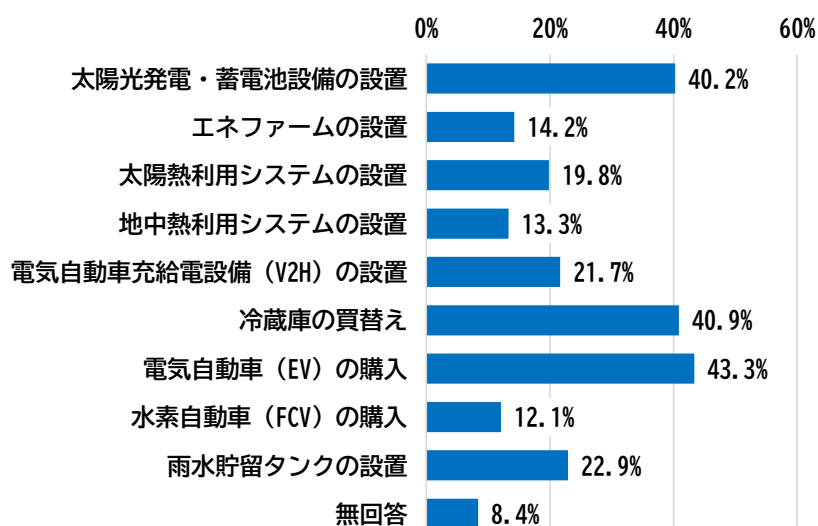
あまり重要でない・やや不満：-5点

重要でない・不満：-10点

3. あなたが取り組んでみたいことについてお伺いします。

問9. 地域の自治体で実施している環境事業に対する補助金や今後新たな補助事業が創設された場合、すぐにでも取り組みたい、または今後取り組みたいことはありますか。次の中から3つまで選び、その番号に○をつけてください。

地域の自治体で実施している環境事業に対する補助金や今後新たな補助事業が創設された場合、すぐにでも取り組みたい、今後取り組みたいことでは、「電気自動車（EV）の購入」が43.3%と最も多く、次いで「冷蔵庫の買替え」が40.9%、「太陽光発電・蓄電池設備の設置」が40.2%となっています。

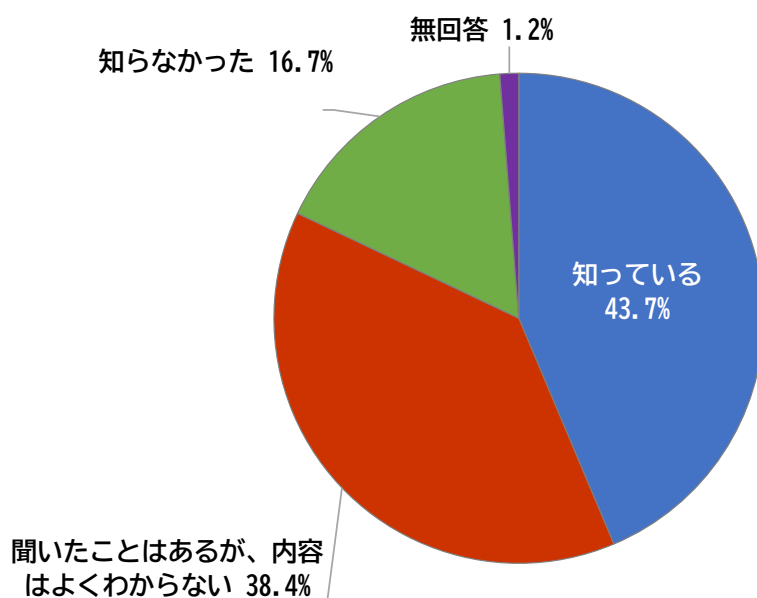


（回答数：323人）

4. SDGsについてお伺いします。

問10. SDGsについて、次の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

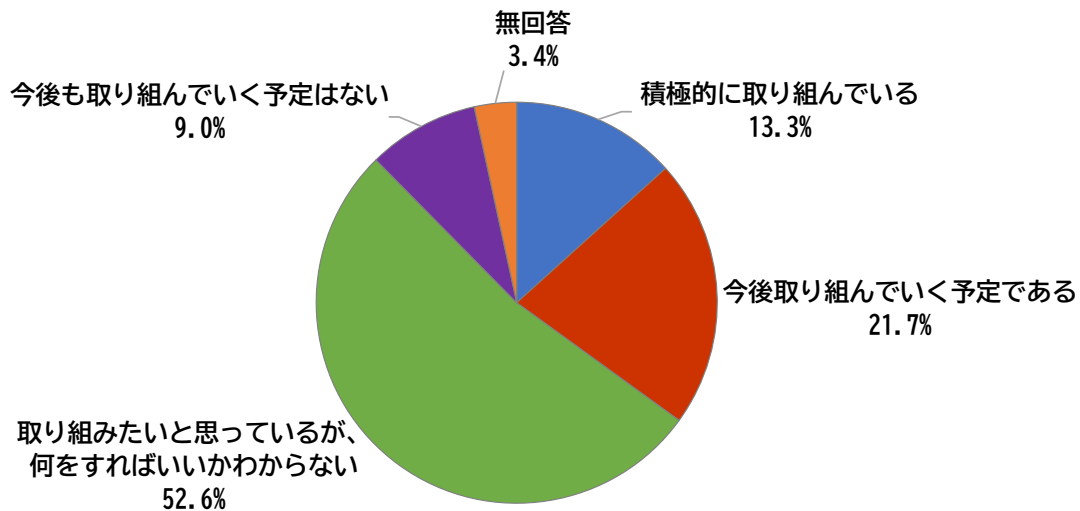
SDGsを知っているかでは、「知っている」が43.7%、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が38.4%、「知らなかった」が16.7%となっています。



（回答数：323人）

問 11. SDGs の取組意識について、次の中からあてはまるものを1つ選び、その番号に○をつけてください。

SDGs への取組意識について、「取り組みたいと思っているが、何をすればいいかわからない」が 52.6%と最も多く、次いで「今後取り組んでいく予定である」が 21.7%、「積極的に取り組んでいる」が 13.3%となっています。



(回答数：323 人)

このアンケートや今後策定するちちぶ圏域の環境基本計画、その他ちちぶ圏域の環境に関するご意見・ご要望等がございましたら、ご自由にお書きください。

〈回答例〉

- ちちぶ環境基本計画はとても素晴らしい目標であるが、ただの目標にせず、実践化を大いに推進してほしい。例えば、「豊かな自然を守り」といいながら遊休農地に太陽光発電設備が設置された場合、それだけで自然景観が損なわれてしまうため、自然景観を守る対策も考えるべきだと思う。【男性・60 歳代】
- 子供達が安心して遊べるように荒川、横瀬川の水質環境の保全をしてほしい。【男性・50 歳代】
- 小型焼却炉は大気汚染防止のために撤去されてきたが、暖炉の煙による同様の被害については意識・認識が低いと思う。【男性・40 歳代】
- 環境施策の推進には、住民一人ひとりが地域の環境について意識することが重要だと思う。環境基本計画を知らない住民も多いので、学校の授業や地域の集まりなどを利用して周知してみてはどうか。【男性・40 歳代】
- 自然を利用したアクティビティの種類や規模を豊富にし、秩父がアクティビティに対して寛容な地域になれば嬉しい。自然を知り、楽しみ、利用し恩恵を受けるからこそ自然を大切にし、愛していく事につながると思う。【男性・40 歳代】
- 生活している中で空家や空地の雑草等が生い茂っていて大変。【男性・40 歳代】
- SDGs の言葉や 17 のそれぞれの目標を知っていても、具体的にどこでどのような対策が行なわれているのかは分からない。17 の内容はひとつひとつ全てそのようにありたいと思うが気持ちだけあっても何もできないのでもっと強く広めてもらいたい。【女性・60 歳代】

- 自然が豊かで良いとは思っているが、もっと観光客や、地域の人にも興味が持てる内容の名物があったらよいと思う。【男性・20 歳代】
- 環境保全、環境改善には、大人への啓発と子供への教育が重要だと思う。【男性・60 歳代】
- 自家用車がなくても生活できるような公共交通及び医療の充実を図ってほしい。【女性・40 歳代】
- 子供達が秩父の自然や昔から受け継がれている物や食べものなどを体験できたり感じられる場所やイベント等がもっとあればよいと思う。【女性・30 歳代】
- 住民が環境保全に対して具体的に何を取り組めばよいのか分からないのもっと周知してもらいたい。【男性・50 歳代】
- ごみがポイ捨てされているのを見かけることがよくあるので、そのような行動をする人が 1 人でも減っていけばよいと思う。「ごみはごみ箱へ」という基本的なことをしっかりやらないといけないと思う。【女性・30 歳代】
- ごみの野外焼却による煙・悪臭の問題が増えているので対策を考えてほしい。【男性・50 歳代】
- 秩父地域全体の「自然環境・安全」は日々生活している中で充分感じている。しかし、道路の騒音及び道路自体の経年劣化等が目立つ気がする。道路環境の中には国道・県道・市道・町道があるが、特に市道・町道の路面の粗悪さが秩父地域全体の質を落としていると思う。近年の観光地としての人気がある一方、国道等から外れた市道・町道での交通事故が増えていると感じる。地域全体の産業の一つである観光のためにも、市道・町道の整備に力を入れてほしい。【女性・50 歳代】
- 自然豊かな秩父をととても良い所と思っているが、利便性が悪いため今後暮らす事を悩んでいる。子育てをするにも学習させるために子供は外に出る事になる。環境（空気や水）以外にも人の流出等も考えてもらいたい。【女性・50 歳代】

資料2 第2次ちちぶ環境基本計画策定までの経緯

日程	実施事項
令和4年 4月20日（水）	第1回ちちぶ圏域環境委員会幹事会・環境WG合同会議
令和4年 5月23日（月）	第1回ちちぶ圏域環境委員会
令和4年 6月10日（金）	第1回ちちぶ定住自立圏構想 環境WG会議
令和4年 6月27日（月）	第1回ちちぶ圏域環境委員会幹事会
令和4年 7月14日（木）	第2回ちちぶ圏域環境委員会
令和4年 9月 8日（木）	第2回ちちぶ定住自立圏構想 環境WG会議
令和4年10月 6日（木）	第3回ちちぶ定住自立圏構想 環境WG会議
令和4年10月11日（火）	第2回ちちぶ圏域環境委員会幹事会
令和4年10月14日（金）	第3回ちちぶ圏域環境委員会
令和4年10月17日（月） ～令和4年11月15日（火）	パブリックコメント（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町）
令和4年10月24日（月） ～令和4年11月22日（火）	パブリックコメント（小鹿野町）
令和4年11月16日（水）	秩父市環境審議会、長瀬町環境審議会
令和4年11月21日（月）	皆野町環境審議会
令和4年11月24日（木）	横瀬町環境審議会
令和4年12月13日（火）	小鹿野町環境審議会
令和4年12月22日（木）	第4回ちちぶ定住自立圏構想 環境WG会議
令和4年12月28日（水）	・第3回ちちぶ圏域環境委員会幹事会 ・ちちぶ圏域環境委員会委員への策定完了報告

資料3 ちちぶ圏域環境委員会等 名簿

◆令和4年度ちちぶ圏域環境委員会委員名簿

役 職	氏 名	自治体名	所属等
委員長	小池 正一	秩父市	秩父市職員 OB
副委員長	高根 保生	小鹿野町	小鹿野町議会議員 (文化厚生常任委員会委員長)
委員	小嶋 勇	横瀬町	横瀬町環境審議会会長
委員	根岸 邦夫	皆野町	皆野町環境衛生委員協議会会長
委員	井上 悟史	長瀬町	長瀬町議会議員 (経済観光常任委員会委員長)

◆令和4年度ちちぶ圏域環境委員会幹事会・環境WG・事務局名簿

自治体名	所 属	役 職	氏 名	幹事会	環境 WG
秩父市	環境部	部長	大森 圭治	○	
	環境課 【事務局】	課長	木村 泰寛	○	
		主席主幹	牛木 克輔		
		主事	大瀨 章弘		○
		主事	石井 優衣		
	森づくり課	主事	大沢 隼也		○
	生活衛生課	主幹	熊木 克典		○
		主査	藤原 由理子		○
	下水道課	主査	三上 昌宏		○
横瀬町	振興課	課長	町田 勝一	○	
		主幹	関口 和則		○
		主事	高野 真央		○
皆野町	町民生活課	課長	若林 直樹	○	
		主幹	川田 雄一		○
		主査	扇原 正行		○
長瀬町	町民課	課長	玉川 真	○	
		主査	野原 文男		○
		主査	里見 清明		○
小鹿野町	住民生活課	課長	島崎 健司	○	
		主幹	加藤 博章		○
		主査	加藤 賢之		○

資料4 用語集

あ行

●IPCC

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織である「気候変動に関する政府間パネル」のことで、気候変動に関する最新の科学的知見について評価を行い、定期的に報告書を作成しています。

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

●イニシアチブ

率先した行動により、他者を導くことを指します。

●エコアクション21

環境省が中小事業者等の幅広い事業者に対して自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」方法を提供する目的で作成したガイドラインに基づく認証・登録制度のことです。二酸化炭素や廃棄物の削減、節水など環境負荷の軽減に積極的に取り組む企業や団体などを支援しています。

●エコカー

エコロジーカー（Ecology Car）の略称で、国の定めた基準を満たす、環境への負荷が小さい自動車です。

●エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素（CO₂）排出量を減らし、地球温暖化防止に向けた運転をする取組のことです。アイドリングストップや急加速・急発進の防止など運転操作に関わるものだけでなく、タイヤの空気圧チェックや燃費の把握など、自動車そのものの整備・点検に関する項目も含まれます。

●エコロジカルネットワーク

森林や農地、河川などの野生生物が生息・生育する様々な空間を連結した生態系のネットワークのことです。野生生物の移動・分散を可能とし、生態系の回復や生物多様性の保全を図ります。

●SO₂（二酸化硫黄）

石油や石炭などに含有する硫黄が、燃焼した際に酸化することで発生する物質です。高濃度の吸入により、呼吸器系疾患を引き起こします。

四日市ぜん息の原因物質でもあります。

●SPM（浮遊粒子状物質）

大気汚染防止法により、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のものと定義されています。微少なため大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼすとされています。

●温室効果ガス

大気中に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など、温室効果をもたらす気体の総称です。

●カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林による吸収量を均衡させることです。我が国では、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

●海洋プラスチック

海に流出したプラスチックごみのことです。

容易に分解されず環境にとどまり海洋生物を直接傷つけるほか、近年では波や紫外線により細かく砕かれたマイクロプラスチックが問題視されています。

●外来生物

人為的な影響により、本来生息していない地域に入り込んだ生物のことです。特に、在来の生態系に対して大きな影響を与える種は「侵略的外来種」と呼ばれます。国外から持ち込まれたものだけでなく、国内の他の場所から移動させられたものも含まれます。

●環境基準

環境基本法により「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められています。

●環境基本法

環境に関する最上位に位置する法律です。環境保全に向けた施策の基本となる事項や方法を定めることで、現在だけでなく、将来の国民の健康で文化的な生活の確保、さらには人類の福祉に貢献することを目的としています。

●環境パートナーシップ

環境問題の解決に向け、市民や企業、行政などが相互に連携・協働した取組のことです。

環境教育促進法により、環境保全活動、環境保全意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等を効果的に推進するための拠点として、2004（平成16）年度より全国8か所で、地方環境パートナーシップオフィスを整備・運営しています。

●環境ホルモン

「内分泌かく乱化学物質」の通称です。

ダイオキシン類やポリ塩化ビフェニル（PCB）など、環境中に存在し、生物に対してホルモンのように影響を与えます。

●気候変動

気候変動とは、気温及び気象パターンの長期的な変化を指します。

また、IPCCにより、気候変動は地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

●緊急事態宣言

緊急事態宣言は、2020（令和2）年3月13日に成立した新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく感染拡大防止対策です。全国的かつ急速なまん延により国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合などに、総理大臣が宣言を行い、緊急的な措置を取る期間や区域を指定します。

●クリーンエネルギー

環境への負荷がない、あるいは少ないエネルギーを指します。太陽光や風力などの再生可能エネルギーのほか、有害物質の少ない天然ガス、水素などを燃料とする燃料電池、エネルギー変換効率の高いシステムに使用するエネルギーな

どが該当します。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選ぶ購入方法のことです。2001（平成 13）年度から「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）」が施行され、国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、地方公共団体や事業者、国民に対してもグリーン購入に努めることを奨励しています。

●クリーンディーゼル自動車（CDV）

従来のディーゼル自動車の課題であった、燃料の不完全燃焼による排気ガスの排出を一層低減したディーゼル自動車のことです。

ガソリンよりエネルギー変換効率が優れ、燃料代が安価な軽油を燃料とします。

●光化学オキシダント

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（HC）が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし発生する、オゾンやアルデヒドを総称して光化学オキシダントといいます。

●光化学スモッグ

日射や気温、風などの気象条件が重なり、光化学オキシダントが拡散されずに滞留し、高濃度となった状態をいいます。目や呼吸器などの粘膜を刺激し、健康被害を引き起こします。

●耕作放棄地

5年毎に調査が行われる農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」と定

義されています。農林業センサスでは5^{アール}未満の農地は集計対象外のため、耕作放棄地には5^{アール}未満の耕作放棄された農地は含まれません。

●固定価格買取制度（FIT）

経済産業省が 2012（平成 24）年に開始した、再生可能エネルギーで発電した電気を対象に、電気事業者が一定価格で一定期間買い取ることを国が保証する制度です。

さ行

●再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱・風力・地熱・水力・バイオマスなどの持続的に利用でき、温室効果ガスを排出しないエネルギーのことです。

●埼玉県川の国応援団

埼玉県が管理する一級河川において、ごみ拾い、草刈り、清掃などの美化活動を行う住民団体のことです。

●3R+Renewable

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）における基本原則とされています。

従来の3R（Reduce：ごみの発生を減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：資源として再利用する）に加え、Renewable（再生可能資源に切り替える）を実践することで資源循環型社会を目指します。

●次世代自動車

エコカーと同義です。電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などを指します。

●循環型社会

循環型社会形成推進基本法により、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。発生したごみを資源として捉え、繰り返し利用することで、ごみがほとんど発生しない社会を指します。

●食品ロス

政府の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」により「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」と定義されています。

●森林計画対象森林

森林の持つ、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を保全するため、森林法において森林計画制度を定めています。森林計画対象森林とは、この計画の対象とされる森林を指します。

●生態系ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのことです。

●生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

生物多様性には世界全体で取り組むことが重要であることから、1992（平成 4）年に生物多様性条約が採択されました。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされています。

●ゼロカーボンシティ

2050（令和 32）年にカーボンニュートラ

ルを目指す旨を表明した地方公共団体のことです。

●ソーシャルディスタンス

人と人との間に物理的な距離を取ることで、人が互いに密接に接触する機会を減少させる方策のことです。

た行

●第一次産業

農業や漁業、林業といった自然に対して働きかける生産に資する産業のことです。

●第二次産業

建築業や製造業といった、第一次産業で得たものを原材料として加工する産業のことです。

●第三次産業

金融、保険、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業などといった、目に見えないサービスや情報などを提供する産業のことです。

●ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs）の総称です。

難分解性物質であることから、水環境や土壌に長期間残留します。人に対して甲状腺機能の低下、生殖器官への影響、免疫機能低下を引き起こすと報告されています。

●太陽熱利用システム

再生可能エネルギーである太陽熱を、給湯や冷暖房に利用するシステムのことです。

●脱炭素社会

カーボンニュートラルを目指す社会のことです。

●地域レジリエンス

物理学用語として使われるレジリエンスとは、外力による歪みを意味するストレスを跳ね返す力とされ、心理学用語として使われるレジリエンスとは、心的なストレスからの回復力や抵抗力を表す概念とされています。

本計画で用いる「地域レジリエンス」とは、災害や感染症などの地域が被るリスクをストレスとし、そのストレスに対応することができる能力を意味します。

●地産地消

地元で生産されたものを地元で消費する取組のことで、移動に要するエネルギーや二酸化炭素の排出削減にもつながります。

近年、消費者の農産物に対する安全、安心志向の高まりや生産者による販売の多様化が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっています。

●秩父凹地帯

秩父山地のうち、南北約 13 km・東西約 15 km の四角形をなす秩父盆地を中心に北西-南東へ延びる細長い谷地形で特徴づけられ国道 299 号が通る地帯です。

●窒素酸化物 (NOx)

光化学スモッグの原因物質の 1 つです。

自動車や工場、火力発電所などで燃料を高温で燃焼した際に、含有される窒素化合物が酸化して発生します。

●中小水力発電

ダムを利用した大規模発電とは異なり、農業

用水や上下水道を利用した中小規模な水力発電設備のことです。

●典型 7 公害

環境基本法で「公害」として定義される大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の 7 公害のことです。

●トレンド予測

時系列データの長期的な傾向（トレンド）を推計する統計的手法のことです。

な行

●二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡地に、土中に残った種子や植物体の成長などにより成立した森林のことです。

●日本ジオパーク

ジオパークとは、重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を含む地域（公園）のことで、地質や地形に係る歴史や文化を学ぶ場所を提供しています。

日本ジオパークとは、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークです。ユネスコ世界ジオパークとそれを目指す国内ジオパークからなります。

●燃料電池自動車 (FCV)

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使いモーターを回して走る自動車です。走行時に発生するのは水蒸気のみで、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害な排出ガスを出しません。

は行

●バイオマス資源

石炭などの化石資源を除いた、動植物由来の再生可能な有機性資源のことで、バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表します。

●バイオマスプラスチック

バイオマス資源を原料としたプラスチック製品のことです。

●BAU（現状すう勢）

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合のことです。

●PM_{2.5}（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する直径 2.5 μm 以下の小さな粒子のことです。ガソリン車やストーブなどの燃料燃焼に伴い直接発生するほか、工場から排出される硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）が大気中で化学反応を起こし生じることもあります。

●BOD（生物化学的酸素要求量）

環境基本法に基づいて定めた水質環境基準の生活環境項目における水中の有機物の代表的な汚染指標です。

水中の好気性微生物が有機物を分解するのに必要とする酸素の量を指します。

●プラグインハイブリッド自動車（PHV）

「PHEV」とも略されます。従来のハイブリッド自動車に外部充電機能を追加し、電気自動車としての利用も可能とした次世代自動車です。

ま行

●マイクロプラスチック

一般的に5mm以下の微細なプラスチック類のことです。マイクロプラスチックには一次マイクロプラスチックと二次マイクロプラスチックの2種類があります。

一次マイクロプラスチックは歯磨き粉の研磨剤としての利用など、製品や製品原料として使用される微小なサイズで製造されたプラスチック類で、二次マイクロプラスチックとはプラスチック製品が自然環境中で劣化、摩耗することで発生するものです。

●マイ箸

自分で使う箸を携行し、割り箸の利用を抑制する環境に配慮した取組のことです。

●マイバッグ

買い物の際にマイバッグを携行し、レジ袋の利用を抑制する環境に配慮した取組のことです。

●マイボトル

水筒を携行し、ペットボトルや紙コップなどの利用を抑制する環境に配慮した取組のことです。

●マルチベネフィット

複数の社会課題を同時に解決することです。

SDGsにおいては、ターゲットに対して統合的なアプローチを行うことで、複数ターゲットの同時達成につなげるという意味で注目されています。

●木質バイオマス

間伐などによる樹木の伐採や、土木工事の建設現場、木造住宅の解体時などに発生する木材

からなる再生可能な有機性資源のことです。木質バイオマスの燃焼により排出される二酸化炭素は、大気中から吸収し蓄積したものであるため、二酸化炭素排出量の増加にはつながりません。

や行

●遊休農地

農地法により、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」と定義されています。

●ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）

生物多様性の保護を目的として、ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画の一環として 1976（昭和 51）年に開始された、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域のことです。

ら行

●リニューアブル燃料

廃食用油や植物油、動物油を原料とし、石油に混ぜることなく精製された環境配慮型の燃料のことです。

第 2 次ちちぶ環境基本計画

編集・発行 ちちぶ定住自立圏 ちちぶ圏域環境委員会
(秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)

事務局 秩父市 環境部 環境課
〒368-8686 秩父市熊木町 8 番 15 号
T E L : 0494-22-2378
F A X : 0494-22-2309
E-mail : kankyo@city.chichibu.lg.jp